

平成28年第 1 回定例会

(第 2 日)

平成28年 3 月 7 日

平成28年第1回平川市議会定例会議事日程（第2号） 平成28年3月7日（月）
午前10時開議

第1 一般質問

本日の議会に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（20名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	工藤 貴弘	8	山田 忠利	15	工藤 竹雄
2	工藤 秀一	9	石田 昭弘	16	齋藤 政子
3	福士 稔	10	原田 淳	17	齋藤 律子
4	長内 秀樹	11	桑田 公憲	18	田中 友彦
5	山口 金光	12	大川 登	19	佐藤 雄
6	佐藤 保	13	小野 敬子	20	齋藤 英仁
7	佐藤 寛	14	葛西 清仁	—	—

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	長 尾 忠 行	会 計 管 理 者	工 藤 裕 子
副 市 長	古 川 洋 文	農 業 委 員 会 事 務 局 長	須 藤 俊 弘
総 務 部 長	鳴 海 和 正	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	對 馬 一 俊
企 画 財 政 部 長	芳 賀 秀 寿	平 川 診 療 所 事 務 長	内 山 勝 徳
市 民 生 活 部 長	須 藤 秀 人	碓 ヶ 関 診 療 所 事 務 長	鈴 木 浩
健 康 福 祉 部 長	松 井 靖 子	監 査 委 員 事 務 局 長	小 山 内 功 治
経 済 部 長	齋 藤 久 世 志	教 育 委 員 会 委 員 長	内 山 浩 子
建 設 部 長	櫻 庭 正 紀	教 育 長	柴 田 正 人
水 道 部 長	今 英 明	農 業 委 員 会 会 長	古 川 寛 三
尾 上 総 合 支 所 長	原 田 耕 一	<small>選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 職 務 代 理 者</small>	佐 藤 正 道
碓 ヶ 関 総 合 支 所 長	工 藤 久 富	代 表 監 査 委 員	古 川 敏 明
教 育 委 員 会 事 務 局 長	小 林 留 美 子	—	—

○出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	古 川 章 人	主 事	石 岡 奈 々 子
主 幹 兼 議 事 係 長	浅 原 勉	—	—

午前 9 時 59 分 開議

○議長
(齋藤政子議員)

おはようございます。

ただいまの出席議員は20名で、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

報道関係者及び議会広報撮影のため議場内での撮影を7日、8日の2日間許可しておりますので、御了承願います。

一般質問の答弁のため、市長、副市長、教育委員会委員長、教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員、各関係部長等の出席を求めました。

なお、内山選挙管理委員会委員長より、体調不良により本定例会すべての会議を欠席する旨の届出があり、かわりに佐藤選挙管理委員会委員長職務代

理者の出席を許可しておりますので、御了承願います。

日程第1、一般質問に入ります。

一般質問の方法については、議会運営委員会において、一括質問方式と一問一答方式の選択制をとっています。

どちらも質疑応答の時間をおおむね一時間以内とし、質問の回数制限を設けておりません。

また、議員におかれましては、傍聴者や市民の方にわかりやすい質問を、理事者側においても、同様の答弁をお願いします。

次に発言の許可についてですが、会議規則第50条の規定に基づき、議員は挙手のうえ議席番号を告げ、特別職を除いた市職員は挙手のうえ職名を告げて、議長の許可を得てから発言されますようお願いいたします。

それでは、一般質問を行います。

お手元に配布しています、一般質問通告一覧表のとおり、一般質問者は9名であります。

本日は第1席から、第5席までを予定しております。

第1席、3番、福士 稔議員の一般質問を許可します。

福士 稔議員の一般質問の方法は、一括質問方式です。

福士 稔議員の登壇を許可します。

福士 稔議員登壇。

(福士 稔議員登壇)

○3番

(福士 稔議員)

皆さん、おはようございます。

議長のお許しが出ましたので、一般質問をさせていただきます。

私の質問方式は一括質問方式です。

第1席、議席番号3番、誠心会の福士 稔です。よろしくお願い申し上げます。

さて、昨年7月の選挙において多くの市民から応援をいただき、いまでも身の引き締まる思いです。私自身、議員も議会も初めてのことであり、こういう高い席から皆様にお話しできるのは光栄のいたりであります。

まずは、冒頭に私の思いを少しだけ述べさせていただきます。私の市会議員としての理念は、選挙中マイクを通して話したとおり、市民の声を大切に市政に届けること、人との融和を大切に、そして大事に物事を進めることにあります。特に議会の活性化、議員の定数削減、これらは避けて通れない喫緊の課題です。ここにおられる議員の中にも多くの方が公約に掲げて当選されたと思います。議員としての最大の役割は市民の声を拾い集め、議会を通して市長及び理事者側から提出される案件や議案を吟味し、スムーズに市政に反映させることにあると思っております。あわせて市長が行う市政のチェック機能は当然のことです。

昨年12月ごろから、いろんところで市民の方から議員の定数はどうなっているんだ、いつやるのか、よく聞かれます。私一人であればそれなりの考えはありますが、もう議員として7カ月目です。皆さんの考えもそろそろ固

まってきたかのように思います。できれば議長を通して、議員20名全員で答えを出すことを強く望みたいと思います。私の思いはこれくらいにして、今日は四つの事項に対して質問をさせていただきます。

まずは大項目の1番、本庁舎建設についてであります。ちょっと項目がこう多くありますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

昨年12月3日だと思ひます。本庁舎建設の説明がありました。候補地として六つの案だと記憶してござひます。一つは旧柏木農業高校体育館及びその周辺、あとの五つは現在の本庁舎と旧平川病院敷地を想定した候補地と記憶をしております。

ここで私の本庁舎建設についての考え方を申し上げます。昨年9月の説明時点では、本庁舎建設の試算建設費は約39億円、12月の試算の建設費は約51億円、資材不足、建設費の高騰、消費税等、さまざまな要因はあると思ひますが、今回はお金のことには触れないと思ひます。私のスタンスは、平川市民のためになるなら、それ相応のお金はつぎ込んでもかまわないと思ひからであります。ただし、市民のためになることが条件です。

先の説明会では、2階建て、3階建てを想定しているようですが、まずは場所、次はどういう形状の建物にするのか。それからです、きちんとした建設費の試算が出てくるのは。やはり順序を追うべきだと思ひます。

新年度平成28年度からは約5年間、32年度までですけれども、平賀東小学校改築事業をはじめ、さまざまな合併特例債活用事業の建設、整備が始まり、長期計画の試算も必要なことも承知してござひますが、本庁舎建設に関しては、お金も一番かかる一大事業として考えてござひます。いわば平川市の顔になる部分です。

以上のことから、建設地については、まだ決まってるはないと思ひますけれども、現庁舎、旧平賀病院跡地に加え、健康センターも含めた幅広い活用が望ましいと思ひます。広い敷地で憩いの広場、またはイベントなど、市民が来やすく、そして歩きやすく、すぐサービスを受けられ、ゆったりできるスペースづくりを目指し、高齢化社会等将来を見据えた庁舎を目指してほしいと思ひます。市長の考え方をお伺ひいたします。

次に、②の本庁舎建設と旧平川病院解体についてです。

私はよく市役所や商工会に足を運びます。来るたびに、その平賀病院が目につくんです。いまになれば旧平川病院はお化け屋敷のようで、負の遺産でもあると思ひます。もし、建設場所が病院の敷地とならなくても、私は解体すべきだと思ひます。なぜこんなことを申すのか。私が危惧しているのは、そういう場所で、もし何らかの事故や、もしくは犯罪等があった場合どうするんですか。この件に対しては、解体については早い対応を望みたいと思ひます。

次に、③の準備段階でのさらなる市民への周知と意見集約についてであります。

市長の目玉であるまちづくり懇談会で、各町会とも話し合いにもなってい

ると思われますが、多くの市民が興味を持っている事業ですので、物事が決まったらすぐ市民へ向けて公表し、意見を集約して、ゆっくり時間をかけて検討をしていただきたいと思います。その点についてもお伺いいたします。

次に、④防災拠点としての機能についてでございます。

まず、本庁舎の建設については、先の東日本大震災でこの庁舎が耐震基準を満たしていない、そういうところから始まっていると思います。そういうこともございまして、現在はこの庁舎に食糧や水、燃料等の備蓄はされていないようです。庁舎建設の際には備蓄倉庫を整備し、避難者が数日間過ごすことができるストックをするべきと考えます。市長の見解をお伺いいたします。

次に、新庁舎のICT（情報通信技術）についてでございます。

私自身は恥ずかしい話ですが、まだスマートフォンも使えません。未だにガラケーでございます。こういう機械に疎い私でも、IT技術の進歩はすさまじいものだと思います。いますぐにできることではないでしょうが、窓口や遠く離れたところからの相談などについては、テレビ電話などのICTを活用し在宅で申請ができるなど、20年後を想定した市民の利便性を高めることを考えてほしいと思います。これについても、同じく市長の考えをお伺いいたします。

次に、⑥本庁舎建設委員会委員の増員についてであります。

現在、14名の委員がおられるようですが、私は少ないと思います。多ければいいというものではありませんが、もう少し現議員の中からとか、職員のOBまたは一般の有識者を加えるべきと考えておりますが、そういう考えはあるのか伺いたいと思います。

以上、大項目1番、本庁舎建設について市長に答弁をお願いいたします。①から⑤までは、先月2月19日に本庁舎建設委員会が開かれたと思っております。差し支えがなかったら、その内容もあわせて答弁をお願いいたします。

次に大項目2番、青森県中南地域県民局地域農林水産部加工研修室取得後の運営方法について質問いたします。

まずは①番、運営の基準についてであります。

皆さんもご存じのとおり、文化センター隣の県の施設ですが、3月末までに取得と伺っております。たしか金額は2,410万と記憶してございます。

今回の3月議会議案第35号で新たな名称、平川市食産業振興センター条例案を上程しております。運営は農林課を中心に、当面市の直営でやられるようですが、大まかな運営方針を教えてくださいたいと思います。オープンすれば市内の加工グループ、婦人団体など多くの市民が付加価値の高い商品を製造されると思います。どのように利用され、どのような貸出しを行うのか質問いたします。また、いつごろのオープンを予定しているのかもあわせてお聞きしたいと思います。

次に②番、他町村の受け入れについてであります。

取得予定の施設にはさまざまな加工機器が整備されていることから、市外

からの利用希望、申し込みもあるものと思われます。他市町村からの受入体制はどのように考えているのか質問いたします。

次に大項目3番、18歳からの選挙権についてであります。主に周知と啓発について質問をしたいと思います。

皆さんもご存じのとおり、今年夏の参議院選挙から18歳選挙権が施行されます。18歳と言えば高校生からの対象となりますが、なかなか政治に、また社会に興味を持てないというのが現状だと思われます。選挙管理委員会では、いままで周知と啓発について、いろいろとやられてきているとは思いますが、今回の18歳からの選挙に関してどういう周知と啓発を考え、どのようにアプローチをするのか、その点について質問をいたします。

またあわせて、今回の選挙では、全国で約240万人の若者が新たに有権者になると報じられております。夏に予定されている参議院選では、当市においてどれだけの人が対象になるのか、その有権者の数は何人くらいなのか。そういうことも含めて、あわせて伺いたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

次に大項目4、新館野木和町居線の延長道路における今後の建設進行状況と併用開始時期について、お伺いいたします。

今議会に予算で9,500万の予算を盛ったようですが、供用開始を待ち望んでいる市民、特に山間地の町会が待ち望んでおります。予算を盛ったということは工事に入ることだと思えます。それがいつから始まるのか、そして供用開始時期はいつごろになるのか詳しく伺いたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

以上、今回は四つの質問でございます。庁舎建設については、我々議員も説明会など開催され、重複する事項もあると思えますが、よろしくお願いいたします。

これで壇上からの質問は終わりたいと思います。どうか簡潔に、短い御答弁をお願いいたします。ありがとうございました、終わります。

(福士 稔議員降壇)

○議長

ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

市長、登壇。

(市長登壇)

○市長

おはようございます。

(長尾忠行)

市民の声を議会へ届け、人との融和を大事にするという福士 稔議員の一般質問にお答えをいたしたいと思えます。

まず、本庁舎の建設について、6点ほど質問がございました。1点目の建設候補地についてであります。建設地については、本庁舎の規模と建築面積、駐車場面積、車庫など附属施設の配置等、総合的に勘案しながら決定する方針としております。仮に、現在の本庁舎敷地も含まれた建設地となった場合、市道を挟んで健康センターと隣接しておりますので、これまでどおり有機的に連携していくことができますので、福士議員が言われたように多様な活用

が今後もできるものと見込んでおります。

また、市民が快適に過ごすことができるようにとの要望であります。新本庁舎の基本方針では、「市民が親しみ、交流し、にぎわいが生まれる庁舎」、「人と環境にやさしい庁舎」を掲げ、市民が親しむことができる空間づくり、高齢者や体の不自由な方が安心して便利に使うことができるユニバーサルデザインを実現することとしております。また、1階入口には市民ホールを設置し、期日前投票や税申告会場などを提供できるスペースをつくり、市民がすぐにサービスを受けられるように配慮することも考えております。

このような方針のもとで、来年度、基本設計の発注をしていく予定となっております。

次に、2点目の本庁舎建設と病院解体についてであります。

旧平川病院においては、診療所部分が39年、増築した病棟部分が22年経過し、また、診療所へ転換して病棟を使用しなくなってから8年、診療所を移転改築したことから、診療所として活用していない状態から2年経過している状況です。福士議員の御指摘のとおり景観を損ねていることもあり、また、外壁の剥がれなども見受けられてきておることから、安心・安全の確保の点からも旧平川病院を解体することとし、平成28年度当初予算案において旧平川病院の解体に係る実施設計委託料を計上しているところであります。

3点目の準備段階でさらなる市民への周知と意見集約をすべきではないかという御質問であります。50億円を超える見込みの大型事業でもあり、また、防災や行政サービス等市民生活に直接関わってくる事業であることから、市民の関心の高さについては、まちづくり懇談会や各種団体等の意見交換から身に染みて感じております。

本庁舎建設事業に関しては、平成26年8月に基本方針の策定、平成27年2月に支所のあり方検討結果により、本庁舎の建て替えと尾上分庁舎機能の移転について、ホームページや報道各社を通じて公表してきたところであります。現在は、建設場所とその規模について、市民の利便性と財政事情を考慮しながら、本庁舎建設委員会の委員である市民の代表者を通じて検討したところでもあります。

福士議員の御指摘のとおり、これまでの検討結果を随時公表し、市民の意見を吸い上げながら、ゆっくり時間をかけて検討するべきではあります。資金的に有利な合併特例債の活用を見込んでいる事業でもあることから、その発行期限であります平成32年度開庁を目指して進める必要があると考えています。また、そのための時間的余裕はさほどない状況であります。今後、公表予定の基本設計の策定の際には、説明会やパブリックコメントにより市民の意見を吸い上げながら策定していくこととしておりますので、御理解をお願いいたします。

4点目の防災拠点としての機能についてであります。

現在の本庁舎は震度6から7の地震により倒壊の危険性があることから建て替えし、災害対策本部の設置による情報の収集と提供、そして、避難勧告

や指示等を行う防災拠点として整備することが一つの目的であります。

しかし、広い意味での防災拠点とは、一時避難場所や救援物資の受け入れ、そして被災者の生命や財産を守るための食糧や機材を保管する備蓄機能も含まれます。基本方針においても備蓄機能を整備することとしておりますことから、庁舎内または敷地内への整備、また、その規模と備蓄内容について検討しながら整備する方向で考えております。

5点目の新庁舎のICTについてであります。

ICT活用に関しては、電算機器の発達とともに平川市においても進めておるところであります。市民の利便性に関する事例を申しますと、昨年度、各支所と本庁舎を結ぶテレビ電話を整備したことから、各地域から本庁舎へ足を運ばなくても、相談等を受けることができる状況となっております。

本庁舎が開庁する予定の平成32年度は、現在の電算システム更新とも重なることから、ICTを有効に活用して市民の利便性を高めることとして、市職員のワーキンググループにおいて検討しているところであります。窓口のワンストップ化もさることながら、電子申請、フリーWi-Fiなど、今後の導入に向けて検討してまいります。

次に、本庁舎建設委員会の増員についてであります。

平川市本庁舎建設委員会は、有識者や行政委員など本庁舎を頻繁に利用する団体の代表者等14名で組織し、基本計画や基本設計の策定において、市民の代表者としての声を反映させることから、昨年7月に設置したものであります。人数に関しては、他市の会議録等を参考に設定させていただいたものであります。10人以下ですと市民の多様な意見を反映することができず、また、20人近くになると意見をまとめることに非常に苦慮していることが見受けられますことから、年代や性別等も考慮して14人と設定したものでありますので御理解いただきたいと思えます。

ただし、行政職員としての豊富な経験を持っている職員OBを委員として加えるという御提案については、今後の基本設計策定に向け大切な人材資源であると感じているところでありますので、委員に加えることを検討してまいります。

現職の市議会議員を委員に加えることにつきましては、議会において意見を反映させることができますことから、市民を中心として構成している委員に追加することは差し控えさせていただきたいと思えますので御了承ください。

また、2月19日に行われました本庁舎建設委員会の協議内容についての御質問がございました。この件につきましては、本庁舎建設にかかわる基本計画案の概要がまとまった段階で、委員会での協議結果を含め議員の皆様に御説明申し上げたいと思えます。

次に、2点目の青森県中南地域県民局地域農林水産部食品加工研修室取得後の運営方法についてであります。

まず、運営の基準についてであります。施設運営方法の概要について説

明をいたします。施設の目的・名称ですが、地域の農産物を活用した付加価値の高い加工品づくりによる農業者等の所得向上と食産業の振興を図ることを目的に、名称を平川市食産業振興センターとして条例案を提出しているところでもあります。

施設運営方法については、平川市6次産業化推進会議や加工グループ等の意見を参考にしながら、運営方針として作成しております。その内容については担当部長から説明をさせます。

他市町村の受け入れについてであります。当該施設は、津軽地域を対象として農産加工グループ等の研修目的で使用されてきました。

今回、県からの譲渡においては、広域的な利用に供することも条件の一つになっております。このことから、施設運営の細かな取り決めについては、今後、施設利用者で組織する予定の運営協議会の中で協議され、市内利用者に対する施設の貸出し優先についても話し合われるものと思いますが、市外の利用を閉ざすものではありませんので、御理解をお願いいたします。

4点目の市道新館野木和町居線の延長道路における今後の建設進行状況と供用開始時期についてであります。

議員御質問の市道新館野木和町居線道路改良工事の進捗状況ですが、この事業は平成25年度から事業を着手し、計画概要は全体事業費2億1,791万3,000円、起点の県道吹上金屋黒石線から終点の市道町居広船線までの延長700メートル、幅員7.0メートル、歩道は片側設置で幅員2.5メートルの整備計画となっております。これまで地元説明会を開催し、今年度は用地交渉を進め、用地買収完了となった一部、延長315メートルについて、平成27年度繰越事業として6月30日までの完成予定で進めております。

現在までの事業進捗状況は47%となっており、今後も関係者との用地交渉を進め、供用開始目標とする平成29年4月に向けて取り組んでいく所存でありますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。私からは以上であります。

(市長降壇)

○議長

経済部長。

○経済部長

(齋藤久世志)

それでは、2番目の青森県中南地域県民局地域農林水産部食品加工研修室取得後の運営方法の①番の取得後のですね、運営方針の内容について御説明いたします。

施設運営は当面、市直営とし、将来的には指定管理も検討していきたいと考えております。職員は常駐とし、休館日は基本的に月曜日で、利用申請があれば、土、日、祝祭日でも開館するものです。利用時間は午前9時から午後4時までで、利用申し込みは2カ月前からとし、1カ月に予約できる日数は8日までとしております。

施設の供用開始につきましては、準備期間を考慮し、5月ころを予定しております。利用者への加工機器操作等の指導ですが、職員が加工機器操作等を習得して利用者に指導することを考えております。利用できる加工品目で

すが、ジュースやジャム、乾燥野菜、ドライフルーツ、パン、味噌等が可能となっております。

次に、主な貸出し条件ですが、一つ目として衛生面の管理を徹底する必要があり、食品衛生責任者講習の受講を条件としております。二つ目の貸出し条件として、食品営業許可の取得があります。販売目的で加工品を製造する場合は、当該施設を許可対象施設とした営業許可を製造品目ごとに取得することになります。貸出し条件の三つ目は、生産物賠償責任保険、いわゆるPL保険への加入です。販売目的で加工品を製造する場合、施設で製造された製品により、食中毒等の食品事故が発生した際の損害賠償金の支払いに備えるため、利用者の責任においてPL保険に加入するものです。

そのほか施設の運營業務としては、加工技術等の研修や商品開発の相談会、農産物、加工品の販売イベントの開催を予定しております。

食品衛生管理が重要であることから貸出し条件を厳しくしておりますが、多くの個人、団体の方に加工品製造や商品づくりに活用していただき、当市の6次産業化の底辺拡大につなげていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

選挙管理委員会委員長。

○議長

○選挙管理委員会

委員長職務代理

(佐藤正道)

福士議員から御質問ありました18歳からの選挙権について、周知・啓発についてにお答えいたします。

まず、今回の選挙権年齢の引き下げに伴い、平川市で新たに選挙権を有する若者の人数であります。本年、夏の参議院議員通常選挙においては、約600人となる見込みであります。

18歳選挙権に対応する取り組みであります。選挙権を得た初めての選挙で投票所に足を運ぶことは、選挙や政治へ参加する足がかりとなることが期待され、ひいては若年層の投票率向上にも寄与するものと考えております。したがって、選挙スケジュールが把握できた時点で、新たな有権者となる皆さまへ投票を呼びかけるメッセージとともに、投票の手順や選挙運動などに関するリーフレットを送付し、投票参加の呼びかけや選挙制度の周知を行うこととしております。

また、長期的視野にたつての取り組みの一つとしては、小・中学生に対する周知、啓発が重要となります。

今回の制度改正を受けまして、小・中学生に対する啓発活動の推進がより一層求められております。その取り組みの一つとしまして、今年度は、平川市校長会に働きかけを行い、竹館小学校、碓ヶ関小学校の6年生を対象に平川市明るい選挙推進協議会の協力のもと、選挙出前講座と模擬投票を実施いたしました。選挙出前講座では、児童が親しみやすいようクイズを交えながら選挙の仕組みや重要性を伝え、模擬投票では、中学校で入ってみたい部活動を投票テーマとし、実際の投票用紙や選挙機材を使った投票を体験してもらいました。また、参加した児童や保護者の皆さまにアンケートの協力もいただいております。家庭内で選挙について話し合うきっかけづくりができたもの

○議長
○3番
(福士 稔議員)

と感じております。

今後も投票率の向上を目指し、平川市明るい選挙推進協議会及び教育委員会と連携を図り、同様の啓発活動を推進するとともに先進事例も参考にしながら、新たな取り組みの検討と啓発内容の充実に努めてまいります。

3番、福士 稔議員。

説明大変、御答弁大変ありがとうございました。

市長にお伺いいたします。本庁舎建設についてでございます。

①から⑤までは非常に詳しい説明、大変ありがとうございました。お話を聞いて、私もちょっと勉強不足かなとそう思っております。

最後の⑥番の本庁舎の建設委員の増員についてだけお伺いいたします。

先ほど市長が職員のOBは、いままでの経緯もございまして、そういうのを加えてもいいんだろうとそう思っておりますけれども、私が言ったとおり人数が多いただけでは集約がなかなかできませんので、その件に関してはそういう形で有識者でやっていただきたいとそう思っております。

この庁舎建設に対して、ほかに別な委員会とかってこうつくるお考えはありますでしょうか。その1点、お願いします。

市長。

○議長
○市長
(長尾忠行)

庁舎の建設に関してほかの委員会をつくる考えはあるかというふうなことでございますが、現在、庁舎建設委員会も何回か開催されてまいりましたし、このあと議会の意見を集約しながら、お聞きしながら、今年度中にいわゆる建てる場所、さらにはその規模、そして健康センターをどうするかを含めての規模でありますけれども、そのことを庁議と言いますか、部長会議で最終決定するというふうなことでございます。

まずは今回の議会での議員の皆様方の御意見をお伺いし、それもまた参考にさせていただきながら決定をさせていただきたいというふうに思っております。ですから、改めての委員会の設定と言いますか、考えてはおりません。

3番、福士 稔議員。

○議長
○3番
(福士 稔議員)

よくわかりました。

この件に関してはこれからのことでもあり、まだまだ検討が必要だと思いますので、一つよろしくお聞きしたいと思っております。我々もそういう時期が来ればいろんなことを述べさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお聞きいたします。

それでは、もう一つお聞きいたします。中南地域県民局の食品加工所の取得後の運営についてでございます。

ちょっとお待ちください。いまの取得した食産センター、そういうふうに書いてございますけれども、そこではどのような保健所の許可を申請しているのか、そこからまずお聞きしたい。

例えばですね、多分これからそこを利用する人はいまままでみたいな自家用の商品ばかりではないと思うんです、私は。当然、販売も視野に入れたそういう商品づくり、制度作りに利用されると考えるからであります。何にいた

しましても、いまこの時代、何かあればすぐテレビとか、いろんなものに出ますよね。やはり私は、平川市の施設であって、そこでつくったものがどういう形で販売できるのか。なぜこういうことを申すかと申しますと、もと、昔ですね、この前身が県の加工指導センターありましたよね、あそこで我々も結構そういう新しい新商品つくったわけです。でもそのころは考え方が違ってたんです。当時は県の加工指導センター。まずは施設をつくる。機械のあつせんをする。それが仕事だったんです。したがって、そこでできたものが、そこでつくられたものは販売することができなかった。そういう経緯もございまして、それは当時のものづくりのマニュアルだったでしょうけれども、いまはそういうスタイルではいけないと思います。当然、つくられたものは売らないといけないし、もちろん責任講習会、PL保険、保健所の許可、ありとあらゆるものはそこでちゃんと取っていかないと、もしなんかあったとき大変だと思うからであります。まず、どういう許可を取って、どういう形で進めるのか、そこをお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長

経済部長。

○経済部長

(齋藤久世志)

ただいま福士議員から、保健所へどのような申請をしているのかといったお尋ねでございますが、基本的にこの営業許可の申請は、各個人が許可を申請することになります。例えば、味噌をつくるとかいった場合のケースになりますと、その味噌をつくる個人の方が保健所に、平川市のこの研修室の施設でつくる際ですね、その手順やら使用される機器等を申請することになるかと思えます。ただ、複数の個人の方が申請すると思われまますので、その辺のその手順とかマニュアルについては市のほうで整理したうえで、どのような手続き、どのような注意点があるか等を含めてつくったうえで検討していきたいと考えてございます。以上であります。

○議長

3番、福士 稔議員。

○3番

(福士 稔議員)

そうすればですね、施設では保健所の許可は取らないということですか。

私が思ってるのはですね、施設でも、当然施設だから私は取ると思うんですよ。たぶんまだマニュアル等は決まってないかもしれませんが、その施設を利用して、その場所の施設で保健所に利用する人が保健所の許可を取る、ということによろしいんですかね。

○議長

経済部長。

○経済部長

(齋藤久世志)

我々は県から指導されている事項については個々が申請するということでありまますので、市のその施設を活用されるその個人の方が申請するのが原則であります。ただ同じ施設を使って個々が申請することになりますので、それは全くその個々にそれぞれというのじゃなくて、施設の所有者は平川市ですので、それがまとまった形でマニュアル等を整理して、こういう形で申請すれば大丈夫ですよというふうなものをつくっていきたくてございませす。以上です。

○議長

3番、福士 稔議員。

○3番
(福士 稔議員)

ありがとうございました。

私はですね、この件に関しては、市が市の施設を利用してそこでものを販売すると。販売してなんか大きな事故とかそういうことが起きた場合、平川の施設でいいのかなというのが一番最初に頭よぎりまして、私自身、広船で加工場やっておりますけれども、うちのほうの加工所ではこんなんです。加工場の施設をそのまま保健所の許可施設対象にして、もちろんものをつくれる方はそこで保健所の申請していただきます。もちろん責任の講習会、PL保険、いろいろなものは食品衛生法みんな始めまして、全部取らせていただいて、もし事故があった場合はそれらの責任において処理していただくと。そういうことにしてございますけれども、この責任については賠償保険だけでなく、一番の法律がつくってる製造所にあるわけです。ですから営業停止とかそういうことがあるわけです。そういうこと私もよくわかりませんが、市としての施設でそれでいいのかなってというのが、ちょっと私まだ勉強不足ですけれども、頭をよぎるわけです。このお話はいくらしてもちょっと時間も短くなりましたので、これぐらいにいたしますけれども、もしよろしかったらそこら辺ももう一度終わった後にお聞きしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

それからですね、選挙管理委員会にお聞きいたします。18歳からの選挙についてでございます。

いろいろ選挙の投票率、低い低いといまさら言わなくてもわかると思うんですけれども、私はそれが一番心配です。いまの若い人がなんで選挙に行かないのか、もう私、幸せだから行かなくてもいいとかいろんなこと言ってます。確かにそれはわかります。わかりますけれども、やはり小・中学生を対象にと言えばちょっと通告者以外の方の答弁も必要になりますのでその点は今回は言いませんけれども、どうかそこら辺も考えて夏の選挙まで3カ月とちょっとですけれども、もしできるできないは別としても、やはり毎年そういうことは、毎年18歳以上出てくるわけですので、長くその長いスパンで見た周知と啓発を強く望みたいと思います。答弁は求めませんので、今後とも一つよろしく願いいたしたいと思います。

私の今回の質問はこれで終わりたいと思います。すみません、もし何かありましたら一つだけお願いします。はい、すみません。じゃあ答弁よろしく願いいたします。

○議長
○経済部長
(齋藤久世志)

経済部長。

先ほどのその、保健所の許可のお話であります。平川市独自で市が、もしそこでつくってものを売るのでしたらそれは販売許可が必要かと思うんですが、先ほども申したとおり、今後も利用される個々の方がですね、この施設を使って営業許可を取るということでございますので、個々の責任においてそれは対応していただきたいと。ただ、施設そのものは同じものを共用するわけですので、そこは市役所が支援できる部分は支援していきたいと思っております。で、なおかつ、先ほどPL保険は当然だとのお話を盛り込みま

したので、条例にはそういった細かなことは規定されてございませんけれども、規則、それから要綱等をこれから作成するわけですけれども、その中にはそういったものを織り込んだ形で貸出条件として、事故のないように対応していきたいと考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長

終わったと思ったんですけど。よろしいですか。はい。
3番、福士 稔議員の一般質問は終了いたしました。
11時10分まで休憩とします。

午前10時57分 休憩

午後11時09分 開議

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。
第2席、2番、工藤秀一議員の一般質問を許します。
工藤秀一議員の一般質問の方法は、一括質問方式です。
工藤秀一議員の登壇を許可します。
工藤秀一議員登壇。
(工藤秀一議員登壇)

○2番

(工藤秀一議員)

ただいま議長から登壇の許可を得ましたので、壇上から質問させていただきます。

私は昨年の平川市議会議員選挙において8月から初めて議員になりました、誠心会2番、工藤秀一であります。それこそ新人でありますことから、先輩議員はもちろんのこと、市長をはじめ行政委員におかれましても御指導御鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

先般、新年を迎えた早々に平川市市制施行10周年記念式典及び祝賀会が実施され、市民にとって感無量のものがあったと思ひます。この10年を顧みますと、市政においては3地域それぞれ経済的基盤と人口等の格差や地域の成り立ち等歴史的に異なることから、市の為政者として差別のないバランスの要する運営など、合併後の市政に大変御苦労されたのではないかと思慮されます。

今後は、これまでの経緯を踏まえつつ、市全体の発展をより確実なものに努力する必要があるかと思ひます。特に、長尾市長には市の為政者として常日ごろから市政全般にわたって大変御苦労されておられることにつきましては、常々感謝と敬意をもって拝察しております。これからは、私も一議員として市民からの信託に応えるため、新人であります誠心誠意努力する所存であります。

まず、私の一般質問の第一歩として、空き家の現状と対策についてであります。

空き家については、多くの議員の方々が質問しており、深刻な問題であり、所有者及び管理者が高齢化し、死去、入院等でますます空き家が多くなって

いるのが現状であります。

平成27年4月1日に、平川市空き家等の適正管理に関する条例が施行され、石田議員の一般質問で平成25年度の空き家423戸の所有者に電話や文書で必要な措置を取るようお願いしているとのことですが、いま現在、所有者が特定できない空き家、相続放棄した空き家は何戸あるのか。その対策はどのように考えておられるのか。また、全壊、半倒壊した空き家は何戸あるのか。その対策はどのように考えておられるのか。市長、御答弁をお願いいたします。

次に碓ヶ関地区の除雪について質問いたします。

一つ目として、不動橋歩道の対応についてであります。

長年の地区住民の要望でありました古懸不動橋が完成し、4月から通行可能とのことで、交通事故が少なくなると住民は安心しております。深く感謝申し上げます。古懸地区には津軽3不動尊の一つ古懸山不動院国上寺があり、参拝者が年々多くなっており、酉年の初詣では国道7号線から渋滞するほどです。地区には高齢者が多く、バス利用者も年々増えると思われます。高齢者の安全を思えば不動橋の歩道の除雪が必要と思われますが、どのようにお考えでしょうか。お伺いいたします。

二つ目として、農道枝線の対応について質問いたします。

中山間事業や農道除雪組合等の組織で対応しておりますが、組織のない枝線は個人が事業者にお願ひし、数万円の経費がかかるとのことです。除雪組合には市からの助成がありますが、除雪組合等の組織のない園地には助成がなく、不公平感があるように思われますが、いかがお考えでしょうか。市長、御答弁お願ひいたします。以上をもちまして、私の壇上からの質問を終わります。

(工藤秀一議員降壇)

○議長

ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

市長、登壇。

(市長登壇)

○市長

(長尾忠行)

工藤秀一議員の御質問にお答えをいたします。

まず、空き家の現状と対策についてであります。

現在、所有者が特定できない空き家はございませませんが、相続放棄された空き家は4戸ございませます。それらにつきましては、法律に基づいた対応をする必要がございませますので、除却も含めて弁護士と相談しながら進めているところであります。

次に全壊・半壊の空き家でございませますが、全壊の空き家は3戸で、半壊の空き家は12戸でございませます。その対策であります。御承知のように空き家は個人の財産であり、その所有者等が周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適切な管理に努めなければなりません。しかしながら適切に管理されず周囲に悪影響を及ぼしている空き家につきましては、電話や文書で所有者等へ改善するようお願いし、法律・条例に基づいた措置を進めてまいります。

また、相続放棄や所有者不明などの場合は、先程申し上げましたように、弁護士と相談しながら法律に基づいた手続きを進めてまいります。

今後の空き家に関する取り組みとしまして、平成28年度には市全体の空き家の実態を把握するため空き家実態調査を実施し、空き家等対策審議会を設置しまして、市の方針や特定空き家等への措置、利活用等を含めた空き家等対策計画を策定して空き家対策を進め、市民の生活環境の保全に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、不動橋歩道の対応についてであります。

古懸不動野線道路改築事業の不動橋架け替えにつきましては、新市建設計画に基づき平成21年度から着工し、今年度不動橋架け替えが完成し、平成28年4月に一部供用開始できる見込みとなりました。古懸町会をはじめ、地権者の御協力に深く感謝申し上げます。今後の事業としましては、国道交差点の改良や既存の不動橋撤去工事等を行い、事業の完了年度は平成29年度を予定しております。

議員御質問の不動橋歩道の除雪については実施する方向で進めており、来年度は、不動橋が架かる市道古懸不動野線と周辺の接続する市道とあわせた除雪計画を策定し、歩行者の安全確保に努めていく所存でありますので、よろしく願いをいたします。

農道枝線の除雪対応についてであります。

りんご剪定作業の早期着手のため、幹線農道は2月中旬から下旬にかけて業者委託し除雪をしております。枝線の防除は、共同防除組合、農道組合、農道除雪組合等といった複数の農業者が組織する団体で除雪を行った場合は、その除雪経費の一部に対し助成をしております。しかし、組織のない農道枝線の除雪経費に対する助成を行っていないのが実情であります。

工藤議員御指摘のような、複数の農家が利用する農道枝線に対しては、その農道を利用する農業者で団体を組織できないか、あるいは、近くで除雪を行っている団体等と調整が図られないか等、実態を調査したうえで助成を検討したいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。私からは以上であります。

(市長降壇)

2番、工藤議員。

御答弁ありがとうございます。

まず始めに、空き家の現状についてであります。

相続放棄された空き家は4戸。弁護士と相談し、法律に基づいた手続きを進めるということですが、法律による手続きであれば日数がかかると思われまます。その間にも火災の発生や、倒壊し隣接する住宅に被害が生じる恐れがあるわけですので、早急に手続きを進めなければならないと思います。現在、法律に基づいた手続きはどの程度進展しているのか、お伺いいたします。

次に、全壊3戸、半倒壊12戸の空き家ですが、電話や文書で所有者等に改善するようお願いし法律、条例に基づいた措置を進めていくということす

○議長

○2番

(工藤秀一議員)

が、条例の施行前と施行後にも進展がないように思われます。私が住んでいる地区にも全壊、また半倒壊した空き家があります。全壊した空き家に隣接する住民は、ネズミ、蛇、シロアリなど心配しております。半倒壊した空き家に隣接する住民は、風の強い日にはトタンの音や板の音など精神的に疲れると言っております。

空き家に隣接する住民は、条例が施行したことで進展があるものと期待しております。空き家は個人の財産であり、所有者が適正に管理しなければならないのですが、管理が不十分で、全壊、半倒壊しております。いま対策を講じなければますます増えていくものと思われます。法律・条例に基づいた措置を進めるということですが、助言、指導、勧告、命令、公表、行政代執行、いまどの程度進んでいるのかお伺いいたします。

次に、空き家対策について質問いたします。

空き家については、テレビ、新聞等でたびたび報道されております。平成28年1月21日陸奥新報に空き家所有者の悩みが掲載されておりました。日本司法書士会連合会による空き家問題110番を実施し、377件の相談が寄せられており、相談者の7割が50代から70代で、全体の6割以上がこれまでどこにも相談したことがなかった、どこに相談していいのかわからないという現状です。このことから、空き家等対策審議会を設置する前に、空き家の管理、売買、賃借、解体について所有者に対する相談の窓口設置、対応が必要と思われませんが、市長のお考えをお伺いいたします。

以上、3点について、市長、御答弁お願いいたします。

総務部長。

ただいま工藤議員から再質問ございました3点について私のほうからお答えをさせていただきます。

まず法律に基づいた手続きの進捗状況でございますが、現在は、法定相続人すべての相続放棄、登記情報の確認を終え、相続等の漏れがないか、戸籍情報の最終確認をしているところでございます。

空き家等対策特別措置法では、「必要な措置を命じようとする場合において、過失なく確知することができないときは、市の負担により自ら措置を行うことができる」とされております。迅速な対応を行うためにも、過失の無いようそれぞれの確認手続きを確実にし、空き家等対策特別措置法による除却へ向けて、弁護士と相談しながら進めているところでございます。

次に、助言、指導、勧告などの措置についてでございますが、条例が施行になってからの助言、指導は18件で、それ以上の勧告や命令などはございません。しかし、これまでに周辺的生活環境に悪影響を及ぼしている空き家について、電話や文書で連絡することにより、応急処置や除却が施されたり、また除却の意向が伺えたものもございますので、これも条例の効果と考えております。

最後に、空き家の相談窓口の設置、対応についてでございます。

当市においても、空き家を撤去したいがお金がない、また売りたいがどう

○議長
○総務部長
(鳴海和正)

したらよいか、などの相談が寄せられております。

平成28年度には空き家等対策審議会において、市の方針や特定空き家等への措置、利活用等を含めた空き家等対策計画を策定して、空き家対策を進めることとしております。それと並行いたしまして、庁内の関係各課で空き家対策庁内検討委員会を組織して、相談窓口も含めた今後の実施体制や各種支援施策等を検討してまいりますのでよろしくお願ひいたします。以上でございます。

○議長
○2番
(工藤秀一議員)

2番、工藤議員。

御答弁ありがとうございます。早急に相談窓口の設置、空き家等対策審議会、空き家等対策計画を進めていただくようお願いいたします。

それでは、最後の質問をさせていただきます。

国では全国的な空き家の増加が懸念されるため、空き家の除却、適正管理を促進し、市町村による空き家対策を支援する観点から、空き家の増加抑制策、利活用施策、除却等に対する支援施策等が講じられております。どのような支援策があるのか把握しておられますでしょうか。把握しておられましたら何点かお知らせください。

また、本市では、各種支援策等を検討してまいるとのことですが、どのような支援策をお考えか。補助金制度も考えておられるのかお伺ひいたします。御答弁お願いいたします。

○議長
○総務部長
(鳴海和正)

総務部長。

ただいまの工藤議員の御質問、国の支援策はあるのか、そしてまた、市の支援策、あるいは補助金は何か考えてあるのかというふうな御質問でございます。

国の主な支援策といたしましては、空き家を改修、活用して地域の活性化や地域コミュニティの維持、再生を図るものや、老朽化した空き家を除却してポケットパークを整備するなど、改修や除却に要する費用の一部を支援する空き家再生等推進事業がございます。また、平成28年度からは別枠で空き家対策総合支援事業が創設されております。支援内容は先ほどの事業と同様になる見込みですが、こちらは協議会の設置、空家等対策計画の策定が要件となるようでございます。

当市の具体的な支援策につきましては、今後、国の交付金を有効に活用するためにも、先ほども申し上げましたように庁内検討委員会、空家等対策審議会を設置いたしまして、補助金制度も含めて除却や利活用に関する支援策について十分な検討を行い、空家等対策計画を策定して、計画的に進めていかなければならないと考えてございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長
○2番
(工藤秀一議員)

2番、工藤議員。

御答弁ありがとうございます。

御答弁されたとおり、国では空き家再生推進事業には除去タイプ、活用事業タイプなどがあります。地域の活性化や地域コミュニティの維持、再生を図るため空き家を再生し、体験施設として活用、交流、展示施設として活用、

空き家を除去しポケットパークとして活用などに支援策が講じられております。本市としてもぜひ支援をいただき、地域の活性化に努めていただくようお願いいたします。

また、国の計画にとらわれることなく本市の事情に応じた計画も考えていただきたいと思います。例えば、空き家を除去し、跡地を除雪の雪置き場として活用するなど、支援策を考えていただくようお願いいたします。以上で空き家の現状と対策について質問を終わります。

次に、不動橋歩道の対応については市長の御答弁で理解できましたので、再質問はありません。地区住民の安全のために万全を期していただくようお願いいたします。

次に、農道枝線の対応についても市長の御答弁で御理解できましたので、再質問はありません。不公平感のないよう助言、指導していただくようお願いいたします。以上、私の一般質問をすべて終わります。

最後に、この議会において質問の機会を得たことに感謝いたします。ありがとうございました。

○議長

2番、工藤秀一議員の一般質問は終了いたしました。

第3席、15番、工藤竹雄議員の一般質問を許します。

工藤竹雄議員の一般質問の方法は、一括質問方式です。

工藤竹雄議員の登壇を許可します。

工藤竹雄議員登壇。

(工藤竹雄議員登壇)

○15番

ただいま議長から登壇の許可を得ました、15番議員、工藤竹雄です。

(工藤竹雄議員)

私の質問は第1に、平川市総合戦略についてであります。

総合戦略全体においては、国で示している上乗せ交付金とは、こういった趣旨で交付されるものなのか。また、国の平成28年度当初予算においては、新型交付金、地方創生推進交付金とはこういった特徴の交付金で、本市の総合戦略に対してどのような関係事業があるのか。また、総合戦略は人口ビジョンを実現させるものであり、人口減少対策が最重点目標であると考えています。市長の御見解と御答弁を求めます。

次に、①若者世代の希望にかなうまちづくりについて。

人口減少克服には人口、出生率を増加させる取り組みが必要で、そのためには結婚・妊娠・出産が最も重要であり、主要施策に記述されています以下のことについてお伺いします。

イとして、結婚につながる取り組み及び結婚への支援では、取り組み事業は何か。及び結婚に向けての具体的な支援施策は何か。ロとして、妊娠・出産にかかわる経済的支援では、妊娠・出産にかかわる事業は何か。また経済的支援についてどのような支援なのか、具体的な施策があるのか。

②いつまでも住み続けたいまちづくりについてお伺いします。

イとして、情報発信による移住及び定住の促進について実施する具体的な施策、事業は何か。ロとして、空き家の利活用促進について、総合戦略でも

利活用促進とあるが、具体的にはどのような方法や施策を行い、促進していくのか。

質問の第2は、市役所本庁舎建設事業について。

平成26年8月の説明によるスケジュールでは、28年度の事業として基本設計・地質調査となっているが、当初予算では旧平川病院解体実施設計と用地測量となっている。スケジュールを変更した理由は何か。

また、この事業は財政運営計画書（平成27年11月策定）によると2020年、平成32年が工事完成となっております。御承知のとおり、2020年は東京オリンピック・パラリンピックの開催であることから、今後の建設工事の際にはオリンピック需要と重なることもあり、必要資材が調達できるのか心配をしているところであります。

さらに、資材、人件費等も膨らむ可能性から、財政にも影響することも想定されます。工事延長を国、県に要望すべきと思うが、市長に答弁を求めます。以上で壇上からの質問を終わりますが、明瞭簡潔な御答弁を期待しております。

（工藤竹雄議員降壇）

○議長

ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

市長、登壇。

（市長登壇）

○市長

（長尾忠行）

工藤竹雄議員の御質問に、明瞭簡潔にお答えしたいと思います。

平川市総合戦略についてであります。

総合戦略における上乗せ交付金とは、平成26年度に実施された地方創生交付金の上乗せ交付分のことであり、総合戦略を策定した自治体で、国で掲げたしごとづくり等の六つの事業分野に該当し、地域の住民団体や民間事業者などとの連携体制がとられ、他の自治体の参考となる先駆性を有しているソフト事業に交付されるものであります。

平成28年度からの地方創生推進交付金、いわゆる新型交付金は、一つ、稼ぐ力を重視した自立性、二つ目として官民協働、三つ目として地域間連携、四つ目として複数の政策を相互に関連づけた政策間連携のうち、三つ以上の要素が含まれているソフト事業が対象となり、地域の特性を活かし、持続可能な地域再生の実現を目指す地域再生計画を策定し、内閣総理大臣の認定を受けた事業が交付金の対象となるものであります。

次に、若者世代の希望にかなうまちづくりについてであります。

工藤議員の御指摘とおり、人口減少を克服するためには、人口を増加させる取り組みが重要であります。

近年では、結婚しない、できない若者が以前と比較すると増加しており、その原因として安定した仕事がない、出会いの場が少ないことが挙げられます。出会いがなければ結婚・妊娠・出産に至らないことから、結婚につながる出会いの場の創出として、平川市商工会が事務局となって実施する婚活事業に対し補助金を支出し、支援を行っております。また、現在、県主催の市

町村間連携の取り組みのさらなる充実等に向けた意見交換会において、婚活支援事業について弘前市を中心とする定住自立圏域で取り組むことができないか検討しているところです。

妊娠・出産にかかわる事業については、妊婦健康診査、特定不妊治療費給付費、出産祝金がございます。すべて経済的支援と位置付けており、特定不妊治療費給付費については、初回治療費を最大で現行10万円から20万円まで市の助成分を拡充したものでございます。

次に、いつまでも住み続けたいまちづくりについてであります。

情報発信による移住及び定住の促進については、平成26年度の地方創生交付金を活用し、平川市情報発信事業として平川市の観光や特産品、暮らしなどを紹介するプロモーションビデオを制作しておりましたが、先日、完成いたしました。今後はこのプロモーションビデオを活用し、市のホームページや全国移住ナビへの掲載、各イベント会場での放映等により、平川市の魅力を情報発信していくものであります。

また、平川市への移住及び定住促進を図るため、住宅確保対策としては、民間事業者の宅地開発支援や、移住者・子育て住宅支援を実施し、1人でも多く平川市に居住していただけるよう取り組んでまいります。

空き家の利活用の促進については、空き家バンクを弘前市を中心とする定住自立圏域で取り組むことができないか、現在、検討しています。この検討結果を受けて広域での取り組みになるのか、または市独自で取り組んでいくのか、その後市の方針を定めたいと考えております。仮に、市独自で取り組む場合、さまざまな課題や問題点が考えられますが、まず、金融機関・不動産業者・司法書士などの関係者で懇談会を開催し、空き家バンクの創設に向けた検討を進めてまいります。

次に、市役所本庁舎建設事業について、スケジュール変更及び今後についてであります。

8月に議員の皆様へ説明した建設スケジュールでは、平成28年度は地質調査と基本設計を実施する予定としておりましたが、基本計画の策定が遅れていることから、平成28年度の基本設計及び地質調査を当初予算に盛り込むことを見送っております。基本計画の策定後に基本設計の発注をすることとなりますので、かかる予算については、6月または9月議会に上程する予定としております。

旧平川病院解体実施設計については、福士 稔議員の御質問で答弁したとおり、安心・安全の観点からも旧平川病院を解体することとしたものであります。

用地測量については、庁舎建設にあたって隣地との境界を確定させること、基本設計発注にあたって地形図の作成と正確な面積を算出することから実施するものであります。

以上のように、若干、予定を変更してはおりますが、平成28年度中の基本設計発注に変わりはありませんので、御理解をお願いいたします。

また、工事の発注時期についてであります。工事発注予定の平成30年度は東京オリンピックをはじめ、首都圏再開発事業等と重なり、資材や人件費がいまよりもさらに高騰すると予測されております。その状況を避け、資材や人件費単価が下がる見込みである平成32年度以降に工事発注することは、全体事業費を押し下げ、将来の財政負担に及ぼす影響を低く抑えることができるものであります。平成32年度を発行期限としている資金的に有利な合併特例債を本庁舎建設に活用することができず、建築事業費のすべてを一般財源で賄うことになるため、基金が枯渇してしまう事態となります。

基金を一定程度保有することで年度間の財源調整や計画的な財政運営を行い、市民サービスの維持や災害時の復旧に迅速に対応することができるものでありますので、基金残高の維持という点からも、工事単価が高止まりしている状況の中において合併特例債を活用し、工事発注を行うことについて御理解をお願いしたいと思います。以上であります。

(市長降壇)

○議長

昼食等のため、1時まで休憩とします。

午前11時47分 休憩

午後12時59分 開議

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

企画財政部長。

○企画財政部長
(芳賀秀寿)

第3席、工藤竹雄議員の1. 平川市総合戦略について答弁漏れがございましたので、私のほうから答弁漏れについて答弁させていただきます。

工藤竹雄議員は新型交付金について、平川市の事業にどう反映させたのかという、そういう質問でございましたが、新型交付金はこれからの申請でございますし、なおかつ、先ほど市長から申し上げましたように要件がございまして、28年度の事業等については新型交付金を当て込んだ事業はいまのところございません。以上でございます。

○議長

15番、工藤竹雄議員。

○15番

午前中に続いて、午後からまた質問させていただきます。

(工藤竹雄議員)

質問の内容はちょっと長いかもしれませんが、答弁はちょっと短く簡潔にお願いしたいとそうふうに思っておりますので、御理解願いたいと思います。

まず交付金についてでありますけれども、要するに26年度の繰り越しした27年度に補正しました、地方創生交付金。これに続きまして27年度は地方創生加速化交付金と。そういうようなことで、ある新聞には28年2月17日で事業計画の定数締切と、そういうふうになっております。これについての申請事業はなんであるのか、教えてください。

○議長

企画財政部長。

○企画財政部長

いまのこの地方創生加速化交付金につきましては、津軽南地域観光ひと・

(芳賀秀寿)

もの・こと育成事業という事業名で、田舎館、黒石、平川市の2市1村が連携した観光振興となる事業を申請してございます。以上でございます。

○議長

15番、工藤竹雄議員。

○15番

(工藤竹雄議員)

先般の新聞によりますと、県内40市町村、これが53事業を申請をしていた。ちゅうことは40市町村の中で単独では推薦していないと。いまの答弁で行くと、他の市町村と共同みたいなニュアンスのを十分やりたいと。そういうことで、なぜわが市にも立派な事業があると私はそう確信してるんですけども、できなかった理由、一言で言ってください。

○議長

企画財政部長。

○企画財政部長

(芳賀秀寿)

先ほど市長の答弁の中で新型交付金の性格を答弁させていただきました。その中には、いわゆる稼ぐ力を重視した事実性、それから官民共同、それから地域間連携、複数の政策を相互に関連付ける政策間連携、この四つの条件のうち三つ以上が組み合わされて、いわゆる今回の申請事業ということで、国はかなりハードルを高くしたものでございます。で、いまたまたその組み合わせが可能なものについてはなんとかやるということになりますと、どうしても単独の市町村でいきますと、そういった条件のうち三つ以上を加えながらという部分は難しいことから、広域間連携を主としながら政策を連携させたり官民共同を組み合わせているというのが実情だと思えます。

○議長

15番、工藤竹雄議員。

○15番

(工藤竹雄議員)

上乗せ交付金にちょっと入るんだけど、これもともと確か、平成19年交付税措置された、これが一種の上乗せ交付税にかかるわけですけども、頑張る地方応援プログラム、こういう趣旨の地方対策、特に少子化対策、結婚や出産をためらわせる要因を緩和した出生率を高めるための、こういった事業ありました。そして、さらには、これ前期の後半になりますか、終わりになりますか、ひらかわ新生プロジェクトというのもありました。これにも少子化対策が非常に強く載ってるわけですね。ほとんど上乗せ交付金はこれった関係に付随して、今日まできてるんだと。だから、地方に何とか交付して事業やらしてもらいたいという意味を、私は主旨だとそういうふうにしてるんですけども、これにもともと積極的な挑戦をしないのか。

10市の中の一番最後で、9市8市の上さ登っていかなくちゃなんないんですよ。勝っていかなくちゃならないんですよ。どうしてそういう新たな挑戦ちゅうものを見いだせなかったのか。私も同じ創意工夫してやらなければならぬ問題であるわけですよ。その点については、簡単に。先ほど答弁いただいたような感じするけども、やっぱりそういったもともとの職員自体が頑張っていたかなきゃならないし、いま国で求めているのが自治体ちゅうのは一種の会社なんですよ。私、前にもこれ言いました。会社よくするためには、働いている人たちが頑張らなくちゃいけないです。なんととっても、市長の決断以外にないんですよ。これ住民は税金納めてる株主であると、こういうこともずっと言ってきました。合併して10年、少子化問題、とにかくプロジェクトの一番先につながってる問題、それで今回の予算も市長

の新聞等見ると、少子関係を最重点だと、そういうふうにしてるんだけど、私はこの予算からみるとなんとなく満足してないです。その点もちょっとあわせて。簡単でいいですから。

- 議長
- 企画財政部長
(芳賀秀寿)

企画財政部長。

工藤議員は、もっと積極的にそういった交付金を活用して独自の子育て政策やら、そういったことをもっとすべきではないかという御質問でございました。

私どもも、いまの総合戦略を策定しながら、その平川市の少子化対策をもっと強化するためにはどうすれば、どういった事業を展開しながらどういう方向に持っていくべきかということをいろいろ議論しましたが、最終的にはそういう国の交付金のさまざまな制約がある中で、実際はそういう申請するところまで至らなかったと。企画力、あるいは政策の複合性、そういったものが、私ども欠けていたかと思います。これからもまたそういったことを踏まえながら、まだまだこれから進めていくべき課題ではあると思っております。

- 議長
- 15番
(工藤竹雄議員)

15番、工藤議員。

次に移ります。

その移る前にひとつ市長に尋ねたいと思いますけれども、いまの地方創生戦略、担当大臣は一生懸命努力したところと仮にそうでないところがあるとすれば、上乘せ交付金に格差は当然であると。そして地方創生がうまくいくかないかは、やりっぱなしの行政、頼りっぱなしの民業、全然無関心の市民、これ三つが重なっちゃうと地方創生は絶対に失敗すると、そういうふうな報道もされてます。この点については、市長の御見解、お伺いします。

- 議長
- 市長
(長尾忠行)

市長。

石破地方創生担当大臣の御発言というのは、私も理解しております。私としても、職員の皆さんにも常々新しいものにチャレンジしてほしいということは言っておりますけれど、今回の新型交付金に関しましては、なかなかその方向性を見いだせない部分があります。ですから、確かにこの新型交付金に関しては申請するというのもう行われておりませんが、いわゆる人口減少対策に対する総合戦略そのものは、位置付けとしては政策の最重要課題として位置付けて総合戦略をつくらせていただきましたし、そういう面では交付金事業には応募してはおりませんが、市としての人口減少対策に対する対策ってのは進めていっておりますので、そのところは議員のほうに御理解をいただければというふうに思います。

- 議長
- 15番
(工藤竹雄議員)

15番、工藤議員。

次にごう移っていきますけども、ここに総合戦略の素案がございます。これあの当初、いつだこれ、27年10月の日付になっておりますけども、この中の初めのどごの最後でありますけども、人口減少の克服に向けて実効性のある地方創生の取り組みに進めてまいりますと、そういう文言がございます。

そして私あの、去年の9月に質問いたしました。いわゆる婚活事業、今回

も予算のっています。これ継続事業でありまして、前回9月の質問に対しては26組のカップルが成立したと、この答弁でした。しかしながら、結婚したとかそういったデータは一つもない。担当課ではいわゆるデータもなくして成立したのがない、ありませんと、そういうような食い違いが出ております。どっちが正しいでしょうか。それ食い違いを正したい。

○議長

経済部長。

○経済部長
(齋藤久世志)

議員お尋ねの、その食い違いがあるのではないかというお話であります、その場ではそういった成立したということは認識しておりますが、その後の結婚に結びついていくかどうかの確認には至ってないということでございます。

○議長

15番、工藤議員。

○15番
(工藤竹雄議員)

あんまりその、私この会議録持ってます。私の。ですから、そういう答弁じゃなくて、26組、いままで26組、22年からですか、婚活事業始まったの。26組が成立したと報告を受けてました、答弁。担当部長はデータもなくして、そういうのは聞いていないと。じゃあ担当部長のほうから言います。実際そういったデータは当課ではつかまえてございません。ということは、そういう組、成立した、そういうふうなことはデータは出てない。だからその食い違いやってるんですよ。

実際、正直言って、私も調べました。データはございません。成立もございません。そういうふうな会話的には話はされているけども、実際は結ばれたっちゃうな報告はなんも出てきてないですよ。ちゃうことは、結ばれたっちゃうことであると、そっちのほうの婚活事業に申し出ると記念品があるそうです。ただ、追跡調査なんでやらないんだがったら、プライバシーの関係でできない。そういうふうなことでしたんで、その見解の食い違い一つ。

そして今回の予算の中でも出ていました。カップル成立は1年間で10組と。そういうふうなことも予算に出てございます。それで私はあの、その前にも話したのは、単独でやってもなかなか効果が出ない。もっと組織化して大きくして、行政自らが取り組むことが必要でないかと私、そういう質問もしてございます。いまのところはそういう取り組みもございませんし、ただ婚活事業、平賀そっちのほうに継続で合わせてるだけ。そして、いま社協でもなんだかそういう事業若干やってますよね。結婚を対象にしたなんだかあの、確か私のうちにもチラシ入ってきたと思うんだけど、そういった各事業でみんなそったやってることから、やっぱり私あの、課でも設けて積極的にやったらどうかっちゃうな、質問をしたところが、これあの縁結びの人もあわせてですよ。市長が佐賀県の武雄市でどうのこうのそういうやってる課もあるとが、いろんな答弁されてました。縁結びにもいくらかお金かけてどうのこうのとがって、そういう事例まで出す。ですから、私は当然そういうことを予算にかかわってきて盛るのかな。そういう大きな期待をかけたんですよ。それが全然入ってない。その点については、市長どうですか。

○議長

市長。

○市長
(長尾忠行)

まず、その行政自ら、その婚活と申しますか、に取り組むべきではないかというふうなお話に関してであります。

確かに前回御質問いただいた時、佐賀県の武雄市の例を申し述べさせていただきました。確かあそこではお結び課という課を設けて、その課長は公募で市役所外から募集をいたしまして、採用して、そのお結び課の課長は市役所には出てこなくてもいいから、その婚活、いわゆる縁結び、仲を取り持つ役割を果たして、50組ほど見つけたと。月給は8万円で、1件成立ごとに何万円かのお金、報酬を出してたというふうな、の事例を聞いておりましたので、それを申し上げた経緯はあります。

ただ、そのことをですね、検討をいたしましたけれど、本市ですぐできるかという、なかなか難しいのではないかなというふうな考え方もありまして、現在のところはその実施まで至っておりません。

全国的に見て、この婚活事業、いわゆる街コン的な考え方の事業は1,200以上の市町村で、市町村とは言わなくても、そういうふうなやってる事例があるというふうには聞いております。そのもともとの始まりは宇都宮の宮コンという、いわゆる街コンって言いますか、いわゆる飲料店にこうグループで行くというようなところから始まったというふうには聞いておりますけれど、そういうふうなこともあります。ただこの地方においては、どうしてもその街コン等がうまくいかないなかには、大きな規模でないとなかなかカップル同士で街を歩くというのは非常にこう目立つんで、なかなかそういうのをやりたがらないとか、あるいは集まってくる女性にしても、グループごとでないとなかなか女性は一人では集まってこないというふうなこともあります。なかなかこう成立しにくいということもあります。ですから、これを行政で指導してやるということになると、なかなか難しいところがあるのではないかなというふうに考えています。

ですから、今回は商工会等をお願いをする予算を組まさせていただきましたが、その中にあっても、そのどういうふうなやり方がいいのか工夫させていただきますし、また一つの広域的な、いわゆる定住自立圏の中でもこの合コン的な出会いの場を見つけていくということも考えていかなければならないのかなというふうには考えております。

○議長
○15番
(工藤竹雄議員)

15番、工藤議員。

申しわけないんですけども、答弁、簡単でいいですから。行政ができない、できない、先般の新聞見ても皆さんも知ってるとおり、新郷村、人口減少に歯止めをかける。村自体がいわゆる村婚活応援協議会、村がそういうふうにして先頭に立っていると。そういうの委員長が議会の総務常任委員長を務める。こういうところがみんなやってるんですよ。広域でなくて、自分の市で確保しなくちゃならないことですから。よそのどごでできてるうちは厳しいとか、そういう問題でなくて、市でできることはいっぱいあります。ですから、私はあのいろんな質問するために、大変失礼なことですけども、答弁は短めにと。できてなければできてないでそれで結構なんです。

それで、前の質問でも、子育て子育て私よく、あまり力入れてないんじゃないかと。そしたら市長も子育てだけでなく、やっぱり結婚、妊娠、出産と。これがなければ子育てはできませんよと。そういう答弁もいただいております。まさにそのとおりなんですよ。ですから、そこの部分が大事なことであって、私質問しています。

それで、今回のまた予算の中でも目標がございます。これあの結婚だけでなく、例えば口のところにも妊娠の関係にも入ってはいくと思うんですけども……いわゆるK P I、目標ですね。K P Iの目標があります。重要業績評価指標、または重要目標達成指標っちゅうなことでK P I。ようするにKはキーです。かぎ。Pはパフォーマンス、Iはインディケータ、いわゆるかぎ主要業績指標なんです。これにも先ほど言いました婚活10組ね。本当にこれが実現できるのかっていう問題。

そして次に行きますけども、結婚のほうですね。出産祝い金の関係になりますけれども、この中でも1.28から1.45という、これは目標出てるんですけども、そのためにさっきも答弁いただきました。不妊治療の給付の問題。これ私、一般質問して、さらに増やしていただいた件であります。

出産祝い金は30万円。それからいまの保育料の関係、いまでは2子からですけども1子も負担軽減すると。そのほかちょっと乳幼児も関係あって、これらの項目が1.2から1.45。転入者も含めて1年間で40人と。私、これだけのどごで1.45というのが入っていぐのかな。婚活事業でもこれには婚活に入っていないんですよ、1.45には。どうして入っていないんですか。ちょっとこれ聞きます。

○議長
○企画財政部長
(芳賀秀寿)

企画財政部長。

合計特殊出生率の1.45、平成32年の数値は、この積算は現行1.28でございます、2040年、国は1.8を想定してございますので、その差を、ある意味段階的に上昇させていくという国と県と連動させながら上昇させていくということから、5年間ペースで割り込むと1.45を目標とすべきだという数値の数字上の計算でございます。

○議長
○15番
(工藤竹雄議員)

15番、工藤議員。

それはわかるんですよ。さっきも言ったこの27年10月の総合戦略の中に、項目だけで1.45ということは本当に可能なのかということですよ。資料持ってませんか。27年10月の総合、27ページにありますよ。その枠の中で1.45に本当にいけるのか、私は不可能だという感じをしてるんですけども。これだけいげるのかどうか。そのほかでも幅があると思うんですけども。

○議長
○企画財政部長
(芳賀秀寿)

企画財政部長。

私どものほうで、総合戦略は特定の事業を掲示しながらその事業の中でK P Iを設定して、この例えば2番から何番までの事業をやることによって1.28から1.45へ向上させるという直接的な書き方はしておりますが、その他の要因も含めて1.45は十分達成可能な数字だと見込んでおります。

○議長

15番、工藤議員。

○15番
(工藤竹雄議員)

私は前の質問、いまの質問、これらのこと考えても、到底私は無理なのかなあ。いまの婚活事業にしても、そういうふうな思いしてるんですね。

それで、いわゆるPDCAサイクル、これがいま交付税の予算にも請求する。それが国の認定を得なければならないと。そういうふうになってるんですけども、いわゆるこれもPDCA、Pはプランです。Dドウ、Cはチェック、Aはアクション。要するに計画実施、それこそ監視して改善っていうことになり、これ必要になんですけど。

いわゆる一番大事なのはDなんですよね。うまくいったところ、だめになったところとか、比較をちゃんと精査しなければならない。いままでの何回であるの、ほとんど継続事業が多くて、ほとんど精査がされてない。っちゅうに私はみております。そうでなければ、もっと事業が変わって来たのかなあ。そういう思いもするんですよ。ですから、私はこの予算にはもっと挑戦しなければならない大きなものがあるんだと。それでさっきから言ってるんですけども。その点についてはどうでしょう、財政部長。

○議長
○企画財政部長
(芳賀秀寿)

企画財政部長。

平成28年度予算編成にあたっては、各部局ともに編成方針を示しております。その中で平川市総合戦略に基づいたものを重点事業と掲げ、各部課のほうに予算要求を受付しております。ですから、いま工藤議員は同じような事業が云々とありますが、それは各部課で事業内容を精査しながら、やはり住民生活に必要な事業、これはいまの現状の制度がもっともいい事業と位置付けたもの、あるいはそのほか総合戦略に基づいたまた新規事業も加味しておりますので、そういった形の28年度の予算編成になっていると思います。以上でございます。

○議長
○15番
(工藤竹雄議員)

15番、工藤議員。

さっきの答弁で市長も稼ぐ力、それから官民共同。最近新聞等見てみると、官民の共同だけでなく産官学金労とかね、大きいこう名前またつながってってるんですけども、全体でみんなで作るんだと。だから、官民だけの共同でないんだと。そしてあとあんまりメモもできなかったけども、地域間のなんとかなんとかっちゅうのあるんだけど、これあの広域を考えたことなのかはちょっとね、あれだけど。ただ、私いまさっきも言いました。広域に必要なものもあるだろうし、ただそれに逆に利用されて平川市がマイナスになる部分もないわけではない。ですから、平川市の戦略というものを私は強く求めてるんですよ、その考えを。それ御理解できますか。

○議長
○企画財政部長
(芳賀秀寿)

企画財政部長。

いわゆるその平川市独自でどう生き抜いて力をつけながら、市民の生活を向上させるとともに人口増加に向けていくかということでは、平川市のオリジナリティが、あるいは積極性がもっと必要だという工藤議員の意見だと思いますので、そのとおりだと思います。

○議長
○15番

15番、工藤議員。

それでは、結婚、出産にかかります。

(工藤竹雄議員)

いわゆるお祝い金30万円。3子以上であります。4人も30万、5人目も30万、合併前は30万でありますけれども、10万円が祝い金。あど小学校入る前に8万円とか。中学校入学時に12万円とか足してトータルで30万円。本当のお祝い金って10万円しかないの。4子になると逆に20万円ですよ。そう考えてみると、4子でも5子でもたったの30万円。改正前は30万円だけでも、逆に私は考えようによっては下がったなあと、そういう認識してるんですけど、どうですか。

○議長

企画財政部長。

○企画財政部長
(芳賀秀寿)

この制度は実は旧平賀と旧尾上がございまして、はい。4子、5子に対しては40万、50万とか、60万とかそういった制度ありますが、私どものほうではいま現在の3子以上30万円が現実的だと思います。

○議長

15番、工藤議員。

○15番
(工藤竹雄議員)

ですから、条例改正前よりもはいまのほうが私は劣ったと、そういうふうに認識をしております。ですから私は1子からでも2子からでも、いままでずっとこう少子化対策で誰よりも私は質問してる、そういうふうに私は自負してるんです。

で、こういう部分もあるんです。さっきの若干飛びますけども、縁結びのあれなんだけど、ちょっとごめんね。これある町の農業委員です。これを相談員に委嘱するんですよ。それに対して若干与えると。そのほかには結婚、あるいは出産お祝い金と、そういうような制度をやってる自治体もございまして。だから私は、今回よその何県何町とか市町村は言いませんけども、そういうものもあるし、例えば、ある市では妊娠のお祝いを贈りますと。結婚すれば結婚したなり、妊娠すると妊娠したなりのそういうものもありますよ。

これだけ手堅くってばいいのか、どうしても人口増やしたい、その意気込みだと思ふんですよ。かなりお金がかかるんですよ。どごにお金かけるかってば、人口増やすため我が平川市の人口ビジョン、あれだけ下がっていき、じゃあどうしなければならぬかちゅうことはお金がかかるんです。正直な話。あるどごでは、結婚したら出る。妊娠したら出ますよ。当然出産するとまた出ますよ。そういったどごもあるんだっていうことを、逆に私は今回、他の部分を説明しましたけども、市長、その点についてはどういうふうなお考えでしょう。

○議長

市長。

○市長
(長尾忠行)

工藤議員御指摘の、他市町村の例というのはさまざまあるかと思ひます。いわゆる結婚しても子どもを多く産まないという背景のなかには、子育てにお金がかかるという、そういうふうな理由で産まない方も多いというのは事実でございます。

ですから、私どもといたしましては、子育ての支援に対して行政的な立場としては、来やすいような子育て支援課を設置したり、またお金の面では、先ほどの出産祝い金もそうですけども、第2子からの保育料無料化、それから医療費の無料化等を、また給食費、学校に関しましては、給食費消費税ア

ップ分を免額するといえますか、そういうふうなさまざまな事業をやらせていただいて、トータル的な形での、直接はその子育て世代の家庭にお金はいくことはないかもしれませんが、トータル的には、ほかの市町村以上に子育て支援にはお金ついていますか、行政としての施策を尽くしているというふうに思っています。

ほかにも子育て世代の住宅支援等もやらせていただいておりますし、これからも継続させていただきますので、その辺のところは工藤議員に御理解のほどをお願いしたいと思います。

○議長

15番、工藤議員。

○15番

(工藤竹雄議員)

市長いま言ったのは新しいのもあるだろうけども、若干継続されてる事業だと、私はただそういうしか考えてございます。

そして、2月28日現在、我が人口、平川市の人口、ちょっと調べさせていただきました。0歳から19歳まで5,186人、男性が78人多いわけであります。20歳から39歳まで6,135人、男性が41人多いわけであります。40歳から59歳まで8,391人、161人女性が多いわけです。ただその中で40歳だけを見ると、男が44人多いっちゃうことなんです。ですから0歳から40歳までは男性のほうが多いんです。だから、出生率が上がったからって言って、逆に言うと、子ども産んでくれる女性が少ない。これ例えば0歳これから20年、20歳の人も20年だんだんやっても代わりは出てこないだろう。そういう平川市の人口なんですよ。ですから、そういうことをみんな踏まえた本当の予算計上であるのかなあ。そういったごも私、疑問視してるところでもあるんです。

これはこれで終わりますけども、あと時間なくなってきました。その中で私あの、空き家の関係も出てきました。それからあの情報のこともある程度はこういいんですけども、ただ、情報の中でも市長も知っているとおり、新郷村でも一戸建て、条件はあるだろうけども20年が25年住むと、それをみんな差上げますよと。そういうような新聞にも出ていました。で他の県、県でも市町村でもあります。そういった時代時代、みんなその人口増やしたいがために、みんな犠牲払ってやってるんだっちゃうことですよ。市自体に。市長ごごでも。だんで、人の奪い合いなんです。いい条件出すと、そういうPRすると人もまたついて来るだろうし、これもまた大変なことではあるということは理解はしております。

ですから、これからも一生懸命努力していただきたいのと、ただ私あの、こう考えてみるとどうもこう、私考えてるんですけども、なんて言えばいいかな、行政の体質って言えばいいのか、後回しにすのが、根回しすのがちょっとわがらないんですけども、やっぱり少子高齢化の問題、それで大きな雇用の問題、働く場所もなければ何もないとがいろんなのありますけども、やっぱりそういうのに全力を注いでいかなければなかなか難しいだろうと。そういうなかなか誘致企業も、都会の企業もなかなか厳しいごもあるんで、誘致企業もなかなか難しいかもわからないけども、やっぱり働く場所、仕事あるんならばまた結婚とかいろんな問題にもつながっていくと思うんで、そういう

点もこれから考えていただきたいなあと。

時間もなくなったんでこれで終わりますけども、それでもう一つ、いろいろな事業、企画部長、財政企画部長、いまこれから盛られている事業あると思うんだけど、それあの一覧表、もしこれからつくってあるとするならば、前にも私ども一覧表くれたことあるわな。補正の時の。どういう事業にいくらいくら。あると思うんだけど、それ各全議員にもしあつたら、これからでもいいから表つくって出していただければなあっていうふうな感じをいたしております。要するにこれでしょ、ある部分でいいですからね。これからまた申請するものはそれでいいんだけども。それであの、お願いしておきます。

それで最後に庁舎の問題、一言だけですけども、市長はオリンピック終わった後に、早い話その前か後かなのか、そんなに資材には影響しないと、そういう答弁ですけども、私、かなり影響すると思うんですよね。当然、基本設計、実施設計もやっていぐと、果たしてどれだけのものが入ってきて契約できてるっちゅうのは私、非常に難しいっちゅうな感じもするんだけども、財政の計画よりも増えるのかな。それ心配しての質問させていただきました。市長がないっちゅうことであればそれに越したことはないけども、あどでこうなりました、なんとか頼むって、それは私なかなか返事できませんので。いまからでも、国、県でもお願いして、できるものであれば延ばすことできるのであれば、それはそれで私はいいいと思うんですよ。いまより高くなるっちゅうことは非常に財政みんな大きくなってしまうということです。

その点はこれからずっと考えていただきたいのと、それでもう一つは人口が減ると何が問題なのかつちゅうことなんです。結局財政が厳しくなるんだと。住民に対するサービスが低下するんだ、そういうことはあってはならないんです。ですから、人口増えることによって交付税の算入もされるだろうし、いま言ったみたいに住民に対するサービス低下させるのか、向上させるのか、それはそれこそ職員の、市長はじめ職員の方々の努力しかない。あくまでも我が平川市自体は経営だちゅうことは考えてください。経営。会社を経営するんだということは、それに十分だめなものはだめな事業を切っていくかなくちゃならないだろうし。その点、精査してもらいたいと思うので、答弁もらって終わりにします。

市長。

○議長

○市長

(長尾忠行)

まず、庁舎のことですけれども、平成30年以降っていいですかね、いわゆる資材単価等が上がっていく可能性はありますし、それはありますけれども、32年の特例債期間を過ぎると、いわゆる有利な補助金といいますか、特例債が使えないという形になります。ですから、単価の上昇を見込みながらも6割近く交付税として入ってくる合併特例債が使えるうちに建設に着手したほうが、将来一般財源だけで建てるというふうな方向になるよりも、いま実施していったほうが、そのほうが市にとっても有利であるというふうなことで、いまこの案の提出させていただいているということでもあります。

それからもう1点の、いわゆる行政そのものも経営だというふうなお話で

ございますが、もちろん私も同じような考え方でございます。いわゆるなんでもかんでも出していくということには考えておりませんし、例えばさまざまな事業の補助に関しましても、いわゆる、先ほどPDCAサイクルのことも工藤議員申し述べておりましたが、さまざまな形でチェックをしながら次につながる方向に向かせていかなければならないという考え方では、もちろんこれは行政も、いわゆる自治体といえますか、自治体も会社と同じような経営、いわゆる費用対効果等もさまざま勘案していかなければならないというふうに考えております。ただ行政そのものは、市民サービスということに重点を置かなければならない、そうなった場合、すべて費用対効果だけでは、これは会社とは違うところもあるということも申し述べさせていただきたいと思えます。以上です。

○議長

15番、工藤竹雄議員の一般質問は終了いたしました。

第4席、1番、工藤貴弘議員の一般質問を許します。

工藤貴弘議員の一般質問の方法は、一括質問方式です。

工藤貴弘議員の登壇を許可します。

工藤貴弘議員登壇。

(工藤貴弘議員登壇)

○1番

(工藤貴弘議員)

ただいま議長より登壇を許されました、第4席、議席番号1番、誠心会の工藤貴弘でございます。

市長をはじめとする理事者皆様の御指導を心よりお願い申し上げるとともに、傍聴席並びにインターネットサイト、ユーストリームを通じて生中継で本会議を視聴されている皆様もどうぞよろしくお願い申し上げます。それでは通告にしたがいまして、壇上より私の一般質問を執り行わせていただきます。

まずは、当市における鳥獣被害に関する諸問題についてお尋ねいたします。

今月農林水産省が公表いたしました資料によりますと、近年、我が国の農作物の鳥獣被害額は200億円前後で推移しているとのことでありました。鳥獣被害による影響は単純に収益の減少にとどまらず、営農意欲の減退はもちろんのこと、荒廃農地の発生原因としても、高齢化等による担い手不足、または農作物の価格低迷等の農業経営の悪化といった項目に続くものとして、2009年に実施された農水省の全国市町村アンケートに報告されております。経済的損失と農業規模の縮小に悪影響をもたらすこの鳥獣被害は、農業を基幹産業とする当市においても、当然、看過できない事象であると考えます。

そこでまずは、近年の当市における農作物の鳥獣被害の現状について、鳥獣種類別の品目、件数、及びその被害額の詳細についてお知らせください。

続いて、当市の鳥獣被害の対策についてお尋ねいたします。

平成20年に施行されました、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき、当市でも本年1月、近隣の自治体に続いて平川市鳥獣被害防止計画を策定し、当市のサイトに公表されたところでございます。

鳥獣による農作物の被害を抑制する施策として大変意義のある計画であると考えますが、今後この計画を実施するにあたり、諸々の課題が浮上してくるのではないかと考えております。この計画の基本的考えを踏まえたうえで、関係諸団体との連携についてどのような方針をお持ちか、それについて、まずお尋ねいたします。さらに、実際に被害に遭われる農家の方々に対する啓蒙や連携についてもあわせてお尋ねいたします。

また、市の防止計画によりますと、実際に有害鳥獣の駆除にあたる鳥獣被害対策実施隊の人員については、農林課等の職員、碓ヶ関猟友会、南黒猟友会、平川市猟友会の会員より選出し構成するとあります。

そこで、まずお尋ねいたしますのは、この実施隊に参加される地元3猟友会員の人員、その年齢構成についてお知らせ下さい。そして、いましがた鳥獣被害対策実施隊に関わる猟友会皆様の人員及び年齢構成についてお尋ねしましたのは、狩猟者の実態と深く関係しているためであります。環境省が公表しております資料によりますと、狩猟免許にもいくつかの種別がございますが、1975年度には全国に約51万8,000人おりました狩猟免許所持者が、2013年度には約18万5,000人と、この40年弱の間に半数以上の大幅減となっております。また、その年齢構成につきましても30代以下の、いわゆる若手狩猟者はわずか8%以下であり、60代以上の方々が大半を占めていることから、全国的にも急速かつ深刻な狩猟者の減少と高齢化が進行していることと認識いたします。

策定されたばかりのこの防止計画が、今後も支障をきたすことなく実施されるためにも、人員増はもとよりベテラン狩猟者の卓抜した知識と熟練した技術の継承を踏まえた持続的な担い手の確保が必要不可欠と考えますが、その点について、まず市としての具体的な施策についてお尋ねいたします。

また、担い手不足の一因として、狩猟者となるためのコストの高さがあげられるとも聞き及んでおります。この財政的負担を解消するために、例えば、狩猟者としての必須要件である狩猟免許取得について、市として助成することは検討されているのかお尋ねいたします。

最後に、ニホンジカに関することをお尋ねいたします。

現在、青森県が公表しております資料、ニホンジカ目撃情報データベースによりますと、昨年10月に当市においても初めてニホンジカが目撃されたと記載されております。幸いにも今回はあくまで目撃情報にとどまり被害の報告はありませんが、これもまた環境省によりますと、ニホンジカの生息数は1989年には北海道を除き30万頭程度だったものが、2012年には250万頭程度にまでその生息数を爆発的に伸ばしているという背景がございます。

また、県内においてもニホンジカは明治以降には生息しないものと推定されておりました。ところが前述のデータが示唆するとおり、近年になって県南地域を中心に目撃されていたものが、いまではお隣の大鰐町をはじめとし、津軽地域においても多数目撃されており、その生息域も加速度的に広がっていることが示されております。

加えて、我が国における農作物の鳥獣被害額は、前述したとおり近年は約200億円前後で推移しておりますが、ここで一例を挙げますと、約199億円の被害がありました2013年度にはその4割弱がニホンジカによるものであり、我が国の農業に甚大なる損害を与えております。さらに、ニホンジカの性質上、例えばりんごの樹皮を剥いで枯らしてしまうといったような農作物の被害だけではなく、植物を食い荒らすことによって林業、生態系への影響も懸念されるところであります。

あくまで当市のニホンジカによる被害は現状ありませんが、農業を基幹産業とし、総面積の約7割を山林が占める本市としてはニホンジカに対する早期の対応が必要であると考えますが、市としての今後の対策、方針についてお知らせ下さい。

それでは、次の質問に移ります。生活保護に関する質問でございます。

今月、厚生労働省が公表しました生活保護の被保護者調査によりますと、昨年末時点での生活保護受給世帯数は163万4,000余りに及び、過去最高を記録したとのことであります。全国的には、今後も増加が続くものと考えられているようでございます。本市でも、来年度当初予算案では生活保護費を8億6,900万円程度計上しておりますが、そこで本市における生活保護の現状についてお尋ねいたします。

第一に、その保護世帯数、人員、世帯類型、モデルケースについてお知らせください。

次に、そのデータから本市を取り巻く生活保護の課題が浮上してくるものと考えますが、現状として市がとらえておりますその諸課題について、あわせてお知らせ下さい。

最後に、市のとらえる課題を踏まえたうえで、市の生活保護費負担軽減につながるような支援策を具体的にどのように講じられておられるかもあわせてお知らせください。以上をもちまして、私の壇上での質問を閉じらせていただきます。

(工藤貴弘議員降壇)

○議長

ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

市長、登壇。

(市長登壇)

○市長

工藤貴弘議員の御質問にお答えをいたします。

(長尾忠行)

まず、鳥獣被害対策についての現状についてであります。

鳥獣による農作物への被害状況ですが、平成26年度はツキノワグマ、サル、タヌキによる被害が確認されております。ツキノワグマによる被害は碓ヶ関地域と平賀東部地域において4件、品目はりんご、高冷地野菜、養蜂において発生しており被害額は264万円となっております。サルによる被害は小国地区で1件、品目は野菜において発生しており被害額は30万円となっております。タヌキによる被害は平賀西部地域で1件、品目は野菜において発生し被害額は1万円未満となっております。

平成27年度においては、タヌキまたはハクビシンによるものと思われるものが平賀西部地域で1件、品目は野菜において確認されており被害額は1万円未満となっております。実際の件数としては、被害が小規模であることや自己防衛により対応しているなどの理由から報告されていないものがまだあるものと考えております。その他、被害まで至っておりませんがツキノワグマの目撃情報として碓ヶ関地域、平賀東部地域において平成26年度には15件、平成27年度には11件が確認されております。

以上が、平成26年度と平成27年度の被害状況となっております。対策については、経済部長より答弁させていただきます。

次に、生活保護についてであります。まず、現状について、現状と対策についてお答えをいたします。

当市の生活保護の現状でございますが、被保護世帯数と人員につきましては、年度平均でひと月あたり、24年度が409世帯544人、25年度が420世帯554人、昨年度は416世帯529人です。昨年度の保護率は16.18パーミルで、県内10市中2番目に低い率となっております。また、昨年度の世帯類型別では、高齢者世帯が231世帯で約56%、傷病者世帯が83世帯で20%、障害者世帯が52世帯で12%、その他の世帯が42世帯で10%、母子世帯が8世帯で2%となっております。

保護費について、最も受給している割合の高い高齢者の単身で在宅の世帯を例として挙げますと、今年度の基準生活費は、食費と被服費が3万1,510円、光熱水費が3万2,970円で計6万4,480円となります。冬期間はこれに冬期加算として1万2,540円が加算され合計7万7,020円となります。この金額から年金や就労による収入を差し引いた額が、保護費として支給されることとなります。

次に、高齢者の被保護世帯の増加や就労可能と思われる被保護者への対策が必要なのではないかという議員の御指摘についてでございます。

生活保護に限らず、今後さらに高齢者は増える見込みとなっております。生活保護においても課題ではありますが、これに対しましても扶養義務者調査により金銭的援助等ができないか、さらに協力を求めていきます。

また、就労可能な被保護者につきましては、当市就労支援員による求職活動の支援として、求職相談や助言、履歴書の書き方や面接の受け方指導、ハローワークへの同行などマンツーマンの支援により、保護廃止に至る実績も上がってきているところであります。

具体的には、26年度では就労可能者37人中11人が新規就労開始または増収となり、そのうち7人が自己収入での生活が可能となったため保護廃止となりました。今年度は、1月末までで40人中19人が新規就労開始または増収となり、そのうち3人が保護廃止となっております。

今後とも就労可能な被保護者につきましては、自立に向けた就労支援を実施し、生活保護の適正化に取り組んでまいりたいと思います。私からは以上であります。

○議長
○経済部長
(齋藤久世志)

(市長降壇)

経済部長。

それでは、私から鳥獣被害対策についての②の対策について、答弁させていただきます。

議員御指摘のとおり、平川市鳥獣被害防止計画は被害防止施策を総合的かつ効果的に実施することを目的に策定したところであります。

議員お尋ねの一つ目、関係機関の連携については、平成28年4月に平川市鳥獣被害防止対策協議会を設置し、関係機関との連携を強化することとしております。この協議会は市の担当部局をはじめ、警察署、猟友会、農業協同組合、鳥獣保護管理委員、青森県の担当部局などで組織し情報の共有、指導、助言をいただきながら被害防止対策の有効な施策を検討していくこととしております。また、この協議会が事業主体となり来年度から国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、捕獲活動や箱わな購入などの対策事業の実施を予定しております。

二つ目の農家の方々への啓蒙、連携については、作物の残渣処理や防除方法など農家の方自らが行える被害軽減対策の周知や、被害の多い地区を対象とした講習会の開催を検討いたします。また、連携については農業協同組合等を通じて情報の共有に努めてまいります。

三つ目の猟友会員の人員、年齢構成についてであります。市管内には、議員お話しされましたとおり、碓ヶ関猟友会、南黒猟友会、平川市猟友会の3団体があり、会員の総数は66名となっております。このうち平川市で捕獲へ従事されている方が22名であり、その年齢構成は40代の方が2名、50代の方が3名、60代の方が11名、70代の方が5名、80代の方が1名となっております。残念ながら30代の方はおりません。

次に、人員確保のための対策についてであります。市ではこれまで人員確保対策を含め、駆除活動を支援するために補助金を交付しております。また、来年度から議員もお話しされましたとおり、鳥獣被害対策実施隊の設置を予定しております。この実施隊は猟友会員を中心に組織するもので、隊員に任命され駆除活動をすることで狩猟税の免除や技能講習の免除などのメリットがございます。また、これまでの駆除活動はボランティアによる活動でありましたが、協議会事業として経費の支払いが可能となり、駆除活動の継続と人員確保につながるものと期待しております。

四つ目の狩猟免許取得に対する支援であります。狩猟免許取得のための講習会受講費の助成など狩猟者の担い手育成を図るための直接的な支援を検討いたします。

五つ目のニホンジカ対策については、今年度より定点カメラを切明地区と碓ヶ関地区に設置し監視を続けておりますが、カメラへの撮影記録はまだありませんが、県からの情報によりますと唐竹地区での目撃情報や近隣の弘前市や大鰐町での目撃情報もあることから、市内へも侵入してきていると想定され、農林業への食害が懸念されます。これまでにない有害獣への対策であ

ることから、引き続き近隣市町村や関係機関との情報共有を図ります。駆除対策としましては、ニホンジカ捕獲用わなの整備や銃器による効率的な捕獲方法の検討を行います。このほかにも鳥獣被害の軽減のため、被害防止対策協議会の中で総合的な防止施策を検討する予定となっておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長

○1番

(工藤貴弘議員)

1番、工藤議員。

明確な御答弁、まことにありがとうございます。

関係諸団体との連携あるいは農家への啓蒙、そういった連携、これからも引き続き強く推し進めていただければと思います。

そこで再質問でございますが、先ほど御答弁では、平川市内にいる狩猟者の方、22名いらっしゃるということでありました。鳥獣被害対策実施隊の人員について、この22名の方すべてが隊に参加されるという認識でよろしいのでしょうか。そういった場合ですね、その人数、人員の数は適正なのか、またその根拠についてもお知らせいただければと思います。

○議長

○経済部長

(齋藤久世志)

経済部長。

ただいま実施隊の人数についてお尋ねがございました。

こちらのほう、市では実施隊をですね、30名程度で予定してございます。その根拠ということでございますが、1隊10人と思って想定した場合、平川、失礼いたしました、三つの猟友会がございますので、この方々たち10人程度をその隊を組んでいく各分隊というふうに申しますか、隊長は平川市農林課長が隊長ということで、ほかの猟友会のメンバーの方々にはそれぞれ10名程度の隊を組んでいただくことを想定してございます。ただこれは、まだまだこちらのほうの、市役所側の案でございますので、具体的には4月に立ち上げますその協議会の中で話し合われた結果でですね、で対応していきたいと。

なお、市民、先ほど私申しました22名は市民の方でございまして、そのほかにも市外の方も猟友会のメンバーとして登録されてございますので、市外の方であっても、平川市管内でそういったメンバーとして登録していただける方がおるのであれば、その方たちにもお願いすることになるかと思えます。以上です。

○議長

○1番

(工藤貴弘議員)

1番、工藤議員。

お答えいただきましてありがとうございます。

先ほどの猟銃免許取得についても助成していただけるというふうにお答えいただきました。こちらですね、担い手、先ほどお答えにありましたように、平川市在住の狩猟者で30代以下がない、40代がお二人、50代が3名という構成でありました。全国的にも担い手が不足している、特に若い方の担い手が不足している。そうした中でコスト高ということもお話しさせていただきましたけれども、例えば猟銃免許取得以外にも銃や弾薬、そういったものを保管する保管庫、あるいはそのウェアとかギアであるとかそういう道具であるとか、そういったことの助成もお考え、検討されているのか、そこだけお知らせいただければと思います。

○議長
○経済部長
(齋藤久世志)

経済部長。

ただいま工藤議員から細かなその免許、猟銃を所持することについて結構経費がかかるということのお話でございます。私も調べてみたところ、初期投資で30万円ぐらいかかると。それをまた維持するにも結構な費用がかかるというお話も聞いているわけですが、はっきり申し上げられないのですが、その協議会の中でですね、そういったものをその課題を協議しながらどういった方策が可能なのかを含めて検討していきたいと思っておりますので、ここでは私はいくら助成するというのをまったく案として持ち合わせてございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長
○1番
(工藤貴弘議員)

1番、工藤議員。

わかりました。

語弊を恐れずに申し上げれば、先ほど市長答弁あったように、当市における鳥獣被害は他の自治体と比較してその額や件数といったもの、そしてまた防止計画の捕獲計画数をおかんがみますと、現実としてはそれほど大きなものではないのかと思っております。とはいえ、先ほどから何度も申し上げておりますが、狩猟者の担い手不足の解消は不可避であるのかなと思っております。

御参考までといたしますか、昨年、県では狩猟の魅力も多くの方に知ってもらおうと、狩猟見学であるとか、最近話題となっておりますジビエ料理を楽しむ、そういったバスツアーも企画してあるということで、担い手の確保に腐心されておられるのかなと思っております。

当市でも若い世代の農業者の方に呼びかける、啓蒙するといったことを進めながら、長期的な視点に立った取り組みを進んでいただいて、恵みをもたらす自然との共生を実現するための施策をさらに拡充させていただきますよう御提言申し上げまして、この項目の質問については終わらせていただきます。

そして、続いて生活保護に関する質問といたしますか、こちらについては再質問はいたしません。先ほど市長からはっきりとしたデータいただきました。

高齢者の方多いということなんですけども、年齢的に肉体的に再就労であるとかそういう再就労が難しい、そういった高齢者世帯をはじめとして、母子世帯であるとか障害者世帯に対しては、現状の社会情勢をおかんがみるとやはりセーフティネットとして、この生活保護制度というものは必要不可欠ではないのかなとは考えております。また、その他の世帯にあたる世帯であっても、先ほど御答弁いただきましたように、市では就労支援を、支援員を配置し、積極的に自立のためのサポートをされている。そして実績もあるということをお承知いたしました。ただ、私の知る範囲ではありますけれども、被生活保護世帯に対する偏見や自立を目指す支援策が従前に知れ渡っていないようにも感じるところであります。

生活保護制度についても、適正に処置すべきところは処置しながらも、抑制できる財政的負担は抑制すべきと考えておりますが、抑制するための方策としてもう一つ、生活保護制度とは異なりますけれども、今年度よりスター

トしました生活困窮者自立支援制度というものがございます。

さまざまな生活困窮者に対する支援事業があるわけがございますけれども、その中の一つに生活困窮世帯の子どもの学習支援という項目がございます。生活保護世帯の4割がかつて生活保護を受けていたというデータ、報告もございます。要するに、生活保護受給者の中には子どものときからそういった問題を抱えて生きてきたということになると思うんですが、そうした世帯では高校の進学率は低く、あるいは中退率というものが平均より高く、それがまた生活保護の受給につながるという考え方もあるようでございます。こうしたこと、貧困の連鎖と呼ばれておるんですけども、先ほど申し上げました子どもの学習支援はそうした貧困の連鎖を予防する、あるいは断ち切るものとして期待されるものではないかと思っております。

いずれにしても、そのような制度を複合的に支援事業を駆使しつつ、健全な自助、共助、公助の精神の実現によって真に健康で文化的な生活を多くの方がおくれるように、市としても総合的な支援をお願いすることを、大変長くなりましたが一言申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長

1番、工藤貴弘議員の一般質問は終了いたしました。

14時35分まで休憩といたします。

午後2時19分 休憩

午後2時34分 開議

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第5席、17番、齋藤律子議員の一般質問を許します。

齋藤律子議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

自席において齋藤律子議員の一般質問を許可します。

17番、齋藤律子議員。

○17番

(齋藤律子議員)

一般質問第5席、17番、日本共産党の齋藤律子です。

最初の質問は、ごみの減量化についてお尋ねをします。

県の減量化目標と平川市の減量化について、お伺いをします。全国下位レベルに低迷している青森県のごみ排出量とリサイクル率ですが、平成25年度の実態調査では、青森県民1人1日あたりのごみの排出量は1,069グラムで、全国第46位。リサイクル率は13.7%で全国平均の20.6%よりも6.9ポイント低く、全国44位となっています。

青森県の1構成自治体の平川市は、県内40市町村別でみると平川市は1人1日当たりのごみの排出量が19位、リサイクル率は21位となっています。県と平川市の目標値を対比した場合、1人1日当たりのごみ減量目標では、県は平成20年度から平成27年度までに13%の減となっているのに対し、平川市は10%の減と県より低い設定目標となっています。

以上のことを踏まえ、さらにごみの減量化、リサイクルの促進に向け、積極的に取り組んでいくためには、これまでより高い意識を持ち、県の目標値

を上回るようにすべきと思いますが、平川市ではどのような行動計画を押し進めていくのかお知らせください。市長、答弁をお願いいたします。

○議長

市長、自席で答弁願います。

○市長

齋藤律子議員のごみの減量化について、県の減量化目標と平川市の減量化についてお答えをいたします。

(長尾忠行)

青森県では、資源物及び集団回収量を含んだ家庭系ごみと事業系ごみを合わせた総排出量を、平成20年度を基準として、平成27年度までに13%減、また、リサイクル率を25%とすることを目標としております。

これに対し、平川市のごみ減量化計画においては、資源物及び集団回収量を除いた1人1日あたりの家庭系ごみの排出量を、平成21年度を基準として、平成27年度までに10%減、リサイクル率は県と同じ25%とすることを目標としております。県と同じ集計方法による平成25年度の平川市の1人1日あたりのごみ排出量は932グラムと、県の目標である980グラムより48グラム少なくなっております。また、リサイクル率は、県と同じ13.7%となっております。

一方、平川市のごみ減量化計画における家庭系ごみの1人1日あたりの排出量の目標値475グラムに対しては、72グラム多い547グラムとなっております。また、リサイクル率も目標値25%に対して13.7%となっており、どちらも計画の最終年度である平成27年度での目標達成は厳しい状況となっております。

市ではこれまでも、ごみの減量化及びリサイクル率向上のため、生ごみ減量の促進、資源物の分別の徹底、小型家電のリサイクルの推進、衣類・布類の回収等に取り組んできたところであります。

今後は目標の早期達成のため、これまでの事業に加え、特に生ごみの水切りの促進、資源化可能となる紙ごみの分別徹底、集団回収の推進、リサイクル協議会との連携強化等により、さらなるごみの減量化とリサイクル推進を図ってまいりたいと思っております。

○議長

17番、齋藤律子議員。

○17番

それでは、一問一答で進めてまいります。

(齋藤律子議員)

平川市は合併して11年目に入りますが、平成20年度4月に一般廃棄物のごみの有料化を行っています。4月からですが、すべての指定のごみ袋で出すのが6月ということで、本格的にごみの有料化が施行されております。

当時は有料化イコール減量化ということで進めてまいったわけですが、担当課からもいろいろグラフなど見せてもらいましたが、始めた時は大変こう成果が上がった時期もありましたが、その後、徐々にいま市長が答弁したようになかなか難しい状況にもなっております。

市の担当課のですね、大変努力もわかります。その都度さまざまな施策を打ち出して、小型家電のリサイクルとかそういうことを、衣類・布類の回収など行っているわけで、大変その努力は認めていますが、どうしたら27年度の目標は達成が厳しい状況だと言いますけれども、これ青森県ワーストです

から、全国的にも。やっぱり平川市も良くなないとそこから県も脱却できないという状況です。そのために、転出者など他の自治体から来る、転入者です、転入者など他の自治体から来る方は、やはりこのごみの出し方など大変こう違うわけで、絶えず啓蒙活動をしていかなきゃいけない。それから、この転入者に対する啓蒙活動、それからもう一つ、保育園、幼稚園、学校現場、ここが子どもを通じての、家庭に帰ってからのこの子どもを通じた啓蒙活動が大変力になるとも思っております。そういうことから考えると、昔はこの始めた時は学校の文化祭なんかに行くと、おでんの串、それからトレイ、ナイロン袋、みんな違う箱が設置されてそこに捨てるとかやっていたんですが、なかなかそういうこともこう目にしなくなったような気もしております。実際は、分別はやっているのでしょうか、市民向けに、来校者向けにですね、そういうこともありますので、その辺は担当課どのようなことをいましていますでしょうか。

○議長

市民生活部長。

○市民生活部長
(須藤秀人)

齋藤議員の御質問、ごみの出し方啓発のために、例えば転入者とかに対するアプローチ、それから保育所、幼稚園、学校での対策。いましていることということでございますが、具体的には転入された方には転入届の際にですね、ごみ袋をサービスしたり、それから各町会でごみの出し方のいろんなルールがあるので、その際、各町会に相談して出し方等を確認してくださいよというような意識付けはしております。

それから、保育園、幼稚園、学校現場との連携ということですが、ちょっと具体的に私いま思いつきませんが、確かに前はいろんな教育現場で、教材まではいかなくても担当部局からいろいろこうお願いしていた経緯はございます。いま現在は具体的にちょっとめぼしいその、こちらからのアプローチっていうのはございませんが、今後、教育部局と連携して具体的にやれるものから取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長

17番、齋藤律子議員。

○17番
(齋藤律子議員)

まず、平川市民のそのいろいろごみの出し方などを、例えば学校現場で教育された子どもたちがこの平川市から出ていく、また新しい子どもたちが保育園、幼稚園、学校現場に上がってくる、絶えずこう動いておりますので、絶えず啓蒙だと思っております。今度はその早期達成に向けて、生ごみの水切りの促進や紙ごみの分別を徹底するという御答弁いただきましたので、ぜひ減量化に向けた取り組みを進めてほしいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。

2番目の質問は、平川市役所本庁舎建設事業について質問をします。庁舎建設に関する一般質問は、この3月定例会初日の今日が3人、明日が1人通告となっておりますが、質問趣旨がそれぞれ違っておりますので、御答弁のほうもよろしく、それに合わせた御答弁をよろしくお願ひをいたします。

それでは、市民合意の形成に対する取り組みについてお尋ねをします。

今年の1月、埼玉県北本市での視察で学んだことは、庁舎建設に向けての

統一的な視点、考え方、概念が長い期間、年月をかけて貫かれていることでした。平川市の場合は、耐震、防災の問題があるにせよ、合併特例債活用との連動で、短期間に庁舎建設のコンセプトが決められようとしていることもあり、市民合意の形成が遅れているのではないかと考えています。

平成24年、当時の市長が一般質問で答弁をし庁舎建設を表明していますが、ようやく市民の側にも最近、庁舎建設に対するさまざまな声が聞こえてくるようになりました。建設に対する可否、また豪華庁舎はいらないという意見、時期尚早である、分庁舎や健康センターはどうなるのか、市民の思いは多岐にわたっています。莫大な財政を投入後、くらし、福祉などに対する市民サービスはどのようになるかなど心配の種はつきません。本庁舎建設を発表して着々と準備を進めているのなら、本庁舎建設で目指すものを市民目線からも検討を加え、市民サイドの意見に耳を傾けて、最大限議論を尽くすことが必要であると思うのですが、いかがでしょうか。

健康センターや尾上分庁舎、生涯学習センター等の利活用には地域住民のさまざまな声があるのも事実です。本庁舎建設に対しては、市民の理解と協力が不可欠です。限られた時間の中、市民目線に沿った総合的な検討をするべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。市長のお考えをお聞かせください。市長、答弁をお願いいたします。

市長。

齋藤議員御指摘の埼玉県北本市では、当初の構想から開庁まで22年間を要しております。しかし、この内容といいますと、22年間といいますと、前半の約15年間は財政事情による検討に終始したものであり、再度策定した改築の構想から開庁までは7年となっておりますので、他市町村と同様の検討期間になっておると伺っております。ただし、基本計画や基本設計策定の際には市民説明会やパブリックコメントを実施し、市民の意見を反映させております。

当市においても、ゆっくり時間をかけて市民の意見を吸い上げて検討すべきではあると考えますが、合併特例債の発行期限に開庁を合わせ、市財政に負担をかけず、市民サービスを維持・向上させることもまた重要であります。現段階では、市民の意見反映は有識者や各団体の代表者など市民で構成された本庁舎建設委員会において意見反映をさせております。また、基本設計策定の際には、市民説明会及びパブリックコメントを実施することとしておりますので、御理解をお願いいたします。

尾上分庁舎移転後の活用等市有施設の利活用については、これまでと同様、市民の意見を取り入れて検討してまいります。

17番、齋藤律子議員。

はい。北本市は15年間はいろいろ別なことで議論してきたが、開庁までは7年と。平川市と変わっていないような御答弁でした。

確かに、それは記録を見ればそうですが、やはりその庁舎建設に対する長い間のやっぱりそういう方針とかその、それがこうずっと長い蓄積があるわ

○議長
○市長
(長尾忠行)

○議長
○17番
(齋藤律子議員)

けでして、活かされてると思います。

開庁まで7年ということでしたが、やっぱりその22年も前から財政的なことも検討して、基金を貯めたりしてやってきたということではまたちょっと違うのでお尋ねをしたいんですが、平川市は合併特例債のその発行期限が32年ということで急いでいるようにも思われますが、これ東日本大震災があったから伸びたわけで、もしなかったら、大震災がなかったら、大震災を機に防災、それから耐震ということをまず議論してこういったわけですが、なかったらどうなっていたのでしょうか。それを一つ確認したいんですが。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

大震災がなかったらというふうなことでございますが、あくまでのそれは仮定の話でありまして、この場で答弁するのは差し控えさせていただきたいと思いますが、大震災の後に特例債が震災被災地で10年、それ以外の地域で5年伸びたこととなります。その間、当市においてもいわゆる財政調整基金と財政状況が変わってきておりまして、その中において特例債を活用した新市計画において、将来にわたる需要を見越しながらの計画を立てさせていただき、その中に庁舎建設等も入っているということでございますので、なかったらということに関しましては、お答えはできない。申し訳ありませんが仮定の話はお答えできないということでございます。

○議長

17番、齋藤律子議員。

○17番

(齋藤律子議員)

仮定の話だと言いますが、これは初代市長が合併したまもなくのころ、平成20年の質問だったと思いますが、この市有地を売却の質問した議員に対して、そこは売却できない、将来みんなと一緒に働く時が来るために売却できないような旨の答弁を行っているんです。そうであればですね、それはいつになるかというのは明言しておりませんが、そのあと不幸なことに大震災が起きて、にわかにはこれが、庁舎建設がなくなっていったわけです。

将来的にやっぱり老朽化してくるわけですから、そのそれをもとに建設をしなければいけないというようなことを踏まえて準備していたのならですね、私たちは市民の方たちはですね、大変こういろいろと将来はそういう庁舎建設があるだろうと、こういうことも考えていたかと思いますが、やっぱり合併特例債の期限が迫っているとそういうことで、こうものすごい市民の側から見るとスピードで、これが進められていくわけです。それに追いついていないことが私は問題だと思ってるんですよ。

もちろん、市長はさっき今日の1番目の質問者にも答えておりましたが、支所のあり方検討会や本庁舎建設委員会、そういうことでこの意見をまとめていくんだみたいなことを言ってましたが、やっぱり市民の庁舎であるなら、やっぱり市民に協力、納得してもらわないといけないんです。いろいろワンストップなんかとかユニバーサルデザインとか言ってますが、そこに市民がどういうことをまだ思っているかわからないわけですよ。そこをやっぱり拾い集めてほしいと私は思ってるんです。

パブリックコメントといってもホームページとかそういうことでやるんだ

と思いますが、高齢者の方、なかなか見る方がおりません。いまのこの庁舎、いま税金の申告に来てますが、この1階からエレベーターに乗るの知らない方、たくさんいます。足が痛い杖をつきながら上ったり、手すりにつかまってやっと下りたりしてるんです。エレベーターを勧めると、あるのわからなかったと。何十年もこうやってきて、ここ上ってきたんだと。それから食堂も、市民が入ればだめだものと思ってきたとこういうことを聞いたので、びっくりしました。それだけまだこの庁舎の使い方がやっぱり数十年たっても浸透していない、これはまずいんじゃないかしら。

こちらで考えるユニバーサルデザインというのは、市民に受け入れられるものなのかも含めてですね、そこら辺を私は意見を集約してほしいと思うんですが、とにかくいろんな反対意見がたくさん出ているということをやっぴりまずいと思うんです。市民の協力とかそういうのがなくては、やっぱり進められない問題だと思ってるんです。そこを、このまま突っ切っていくのか、なにかちょっとでも思い当たることがあったら、市長はそれを実践しているのか。なかったら仕方ありませんが、お尋ねします。答弁お願いします。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

この本庁舎に関しましては、あくまでも市民の声というのを大事にしながら建設に着手していかなければならないというふうに考えております。

まちづくり懇談会等におきましても、さまざまな御意見を寄せていただいております。もちろん、いまなぜその建設に着手するのかというふうな声も中にはありますけれど、できるだけこれからの高齢社会に対応できるようなその市庁舎をつくってほしいという声もまた多く寄せられているのも事実であります。さまざまそういうところを考えた中であって、じゃあ将来にわたってこの平川市のいわゆる防災拠点として、また行政サービスの拠点としての庁舎をどういうふうにしていくかということ考えた場合、いまの時期に建設に着手するのが将来的にわたったうえでの課題の解決にもつながるのではないかなというふうに考えて、いま進めさせていただいているところで

○議長
○17番
(齋藤律子議員)

17番、齋藤律子議員。

このままいくということで、どこで市民の声を拾ってもらえるのかなということではとても残念に思いますが、本庁舎建設委員会も人数も増やさない、そういうことですが、確かに専門的な知識、役職名がそういう方が選ばれておりますので、それはそれで参考になるかと思えます。

しかし、その市民の目からいまの庁舎とかその考えた場合にですね、その全然こう尾上町役場の建設を経験しているものですから、やっぱりこう市民との意見と乖離があると思うんです。そこを広げて、そしてその少しでも取り上げてほしいということ。ユニバーサルデザインっていっても何をどうするのか、ユニバーサルデザインで犯罪が起きてるところもあるわけですから。ですから、そういうこともやっぱり市民の意見を聞いてほしいなど、いまは

そういうことなんです。これはこのままいってでも、なかなかお答えしてもらえないと、考えも変えてもらえないと思いますので、次の質問に移らせていただきます。

3番目の質問は人事について、①市長の人事に関する考え方について、お尋ねをいたします。

合併後団塊の世代の大量退職、若い職員の増加により、平川市役所も世代交代が進んでいます。地方分権による自治体業務の量の増加や、人員削減による1人あたりの業務量の増加などで、精神疾患や体調不良に悩まされる職員も増え、このことは全国的な傾向のようです。

このような状況の中で、例えば大型の継続事業を抱えている中、蓄積された職員の能力が求められているときに、担当部署の職員が大幅に異動となる人事が行われたり、また長期にわたって同一部署に在籍している職員もいます。どのような配置や異動が良いのかはわかりませんが、職員の能力開発や職員の能力を最大限に活かすためにも、市長は人事に関してどのような考えを持っているのかお知らせください。市長、答弁をお願いいたします。

続いて②は、職員教育についてお尋ねをいたします。

1点目は、地方自治体職員としてのあり方についてです。

市役所の職員は住民サービスの向上のため、待遇や仕事に対する知識の習得が重要であります。市民からは職員が平川市のことをよく知らないという声や、対応に対する苦情などをよく耳にしてきました。広範な知識、技術、経験、専門性などを求められる地方自治体職員の業務は大変な職責を担っていると思いますが、住民サービス向上のため、どのような職員教育を行っているのかお知らせください。市長、答弁をお願いいたします。

2点目は、個人情報の取り扱いについてお尋ねをいたします。

マイナンバー制度が始まり、早くもマイナンバーに絡んだ厚生労働省職員の汚職や一般の人が詐欺にあったという報道がされています。こうした現状に対し、市民は個人情報の漏えいについて危惧しています。

平川市では、2015年末に起こったふるさと納税にかかわる個人情報の漏えいという不祥事が記憶に新しいところですが、そのほかにも、公共料金の口座引き落とし手続きに関する不明瞭な事務の取り扱いがあったことを聞いています。市民の膨大な情報を取り扱う市役所は、個人情報が漏えいしないように、その取り扱いに対し職員教育を徹底していただきたいと願います。市長はこのことに対し、どのような対策を考えているのか、お尋ねをいたします。市長、答弁をお願いいたします。

市長。

人事についての御質問3点について、お答えをいたしたいと思います。

まず、私の人事に関する考え方についてであります。

当市では、ここ数年、長く行政に携わった職員の大量退職が続く一方、新庁舎建設や学校改築などの大型事業が控えており、行政運営を牽引する中堅職員に加え、若手職員の育成は喫緊の課題となっております。能力開発の基

○議長
○市長
(長尾忠行)

本は自己啓発であり、職員は自らの能力を伸ばし、人材価値を高めていかななくてはなりません。組織としても職員の能力開発を支援していくことが必要となります。

そこで、職場を人材育成の中心として位置付け、適材適所の人事配置や効果的な職場研修の開催、客観的で実効性のある人事評価制度により、能力開発を支援する体制の確立を図っております。特に適材適所の人事配置につきましては、職員がその能力を最大限に発揮するために非常に重要な要素であると考えます。適切な人事配置には、職員一人ひとりの資質や能力を的確に把握する必要があり、その一環として、本年度は普段接することの少ない中堅職員との懇談を実施しました。今後も職員が持っている資質や能力を的確に把握し、職員が能力を発揮しやすい職場環境づくりに努めてまいります。

次に、職員教育について、地方自治体職員としてのあり方についてであります。

社会経済情勢の大きな変化や複雑高度化する行政ニーズなどに対応していくために、その担い手である職員は常に改革や改善を意識しながら積極的にチャレンジし続ける姿勢を保持し、高い倫理観と使命感をもって業務を遂行することが望まれています。

このような状況の中で、当市では外部講師を招いて行う職場内研修の実施や、青森県自治研修所などで開催される職場外研修を活用するとともに、県外などに出向いて自己研さんに励む自己啓発研修への積極的な参加を促すことにより、市民が求める職員像の実現に向けて効果的な職員教育の実施に努めております。

特に新採用職員につきましては、市の概要や行政組織、サービス、財政状況などの必要知識を習得させる新採用研修をはじめ、青森県自治研修所で開催される基本研修、職務の専門的な知識を習得させる内部講師研修など、初年度から数多くの研修を受講させることにより、公務員としての基礎的な知識や技術の習得、資質の向上を図っております。

また、市役所を訪れる市民の方々の満足度を高めるためには、職員一人ひとりが市民の目線に立ち、きめ細やかな行政サービスを提供するのはもちろんのこと、適切な態度や言葉遣いで対応する、いわゆる接遇が何よりも重要であると考えています。そこで、昨年度平川市職員のための接遇向上マニュアルを作成し、全職員が一丸となって接遇力向上を目指し実践しているところでもあります。今後も、より一層職員の意識改革を推進し能力及び資質の向上を図るため、効果的、効率的な職員教育の実施に努めてまいります。

次に、個人情報の取り扱いについてであります。

平成28年1月から番号法が施行され、現在、市役所でも市民の皆様をはじめとするたくさんの個人番号を取り扱っております。

番号法の施行に先立ちまして、市役所ではすべての部署の職員を対象として、個人番号の取り扱い等についての研修を12月15日から18日にかけて実施いたしました。また、市民の皆様に対しましては、出前講座を開催し、番号

法についての御説明をさせていただきました。この中で、詐欺に対する被害防止などについても触れさせていただいたところでもあります。

市役所では、個人番号のみならず皆さんの個人情報を扱いますので、その取り扱いについては徹底した対策が求められるところでもあります。そこで、来年度も職員研修で改めて個人情報の取り扱いについての研修を実施する方向で検討を進めております。また、個人情報の取り扱いに関するマニュアルを作成し、適正な取り扱いが確保するように努めてまいります。

市の業務における個人情報の取り扱いにあたっては細心の注意を払うとともに、市民の皆様から信頼される市役所を目指してまいりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長

○17番

(齋藤律子議員)

17番、齋藤律子議員。

大変御丁寧にお答えしていただきましたが、まずは、人事に対する考え方は、これは市長の考え方ですので、いろいろとこちらから注文を付けるということにはなりませんけれども、やはりその人事にはいろいろな方法とか考え方があるようで、私も今回質問を通して学ばせてもらいました。

膨大ないろいろな分野を渡り歩くわけですから、職員の気持ちになったらこれは大変なことです。すべてにスペシャリスト、プロフェッショナル、そうであれば文句はないんですが、たまにまたそういう方もおりますけれども、やはりそれはなかなか、このすべてがそのプロフェッショナル、スペシャリストになれるということはまた難しいかと思えます。そういう中でもやっぱり育てていかなければいけないわけですので、いろいろ考え方がありますが3年から5年で回って、若い時からいろいろなことを覚えてもらうとか、それから専門性を高めるためにやっぱり長くそこにいてもらわなきゃ困ることもあるわけで、それが将来的にその職員にとっては最後どうなるのか、またこれはまた一つの課題だと思うんですが、そういうこともある中で、やっぱりその一番その能力を自分を磨くということで中心にお答えをしてもらったんですが、やっぱりそれを引き出すのもやっぱり幹部のお方の仕事でもないかと思うんです。そういうことは一つ今回の御答弁にはなかなか出てきませんが、意外とこうおっとりしているようでも、なんか別なものがあると、将来花開くんじゃないかと、これを見抜く力もまたこれ幹部に求められることだと思いますが、今回は自己啓発とかいろいろこう中心に外部から講師を呼んできてっていうんですが、幹部として、市長としてですね、どういうことをやっぱりその能力をこう見つけてあげて、伸ばしてあげるか、どういうことを思っているのか、お願いします。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

職員の、特に新しい職員の能力を引き出すには幹部の力つてのもこれはもちろん大事でございます。

議員御指摘のとおり、やはりあの職員によってはプロフェッショナル、いわゆる専門的な知識が必要で、そこにそういうのが必要な部署もありますし、またオールマイティにすべてのものに携わりながら全般的な把握ができるよ

うなそういう職員もまた必要となってまいります。

特にスペシャリスト的なことでいけば、いわゆる技術系の部署におられる職員、また福祉事務所等に関しましても専門的な知識ってのがより必要になりますので、そういう部署もありますし、同時にさまざま市政全般にわたってこうわかっていただかなければならない、そういう職員もまたつくっていかなくちゃならないというふうに考えています。

私自身はできるだけ上級職で、一般事務で採用された職員のみなさんには2年から3年ぐらいの間を間隔でさまざまな部署を経験していただいて、ある程度の年齢といいますか、40歳ぐらいになったら、そこからまた自分の求めるような部署で、これはなかなか人事の異動っていいですか、人と人のこともありますので、できない場面もあろうかとは思いますが、できるならそういうふうな、その部分からのそのスペシャリスト的な人材に育てていただければなというふうに考えてはおります。

さまざまなことを考慮しながら人事はさせていただいておりますが、すべてがその満点的にいく人事にはならないことも、いろんな条件がありますので、あるということもまた御理解いただきたいなというふうに思います。

17番、齋藤律子議員。

○議長
○17番
(齋藤律子議員)

それでは、個人情報取り扱いについてということいろいろ述べていただきましたけれども、やはり問題が発覚したときはそれは気をつけていろいろ考えるわけですが、このことをですね、対策をしたことを受け継いでいかななくては意味がないわけです。

一時的にいろいろ対策を講じて、それがやはりずっと受け継がれていかなければいけないということであれば、やはりこれも私が思うのには、やっぱり部長、課長、上に携わる者のやっぱりこの責任ではないかと思っております。職員だけに任せるのではなくて、やっぱりその点検をする大事な業務があった場合は点検したり打ち合わせしたり、そういうことが必要じゃないかと思っております。

単純なミスがまず、で大きなことになっているわけです。それは確認とか声がけすれば簡単に防げたのじゃないかと思うんですが、そこが忘れられているということは、その課でのその、そういうミーティングなり、そういうことがやられていないのじゃないかと思うんですが、私はこの問題発覚時だけでなく、やっぱりこれからもそういう対策を受け継いでいくためにもですね、その課で毎日何か、職員同士でなくてやっぱり上がそこにかかわっていくということでは何か、いろいろこれまでのことで1カ月以上2カ月たったわけですから、何か行っていることがあればお知らせください。

○議長
○総務部長
(鳴海和正)

総務部長。

はい。いま齋藤議員の御指摘、非常にごもつともでございます。確かに今回の不祥事につきましては、単純なミスでございました。そしてまた、課内の連絡の不徹底、これがその大きな要因でございます。

その後でございますけれども、再発防止ということでは、いわゆるダブルチ

エック体制を敷いてございます。ですので、いまそのことについては同じようなミスは生じないであろうということでは進めておりますけれども、なにせ人間のやることでございますので、その辺は常に緊張感を持って事務にあたらせておりますので、いまのところはそういうふうな対応をとってございます。

○議長

17番、齋藤律子議員。

○17番

(齋藤律子議員)

何しろ人間のやることであるからというその一言で、ちょっとまた再質問したくなりましたけれども、間違いは誰にでもあるものですし、起こりますが、しかしやはりこの情報というものは、いろいろ書類なんかにも携帯番号やら口座番号やらみんな印鑑押して書いてるんです。それがどのようにこう、例えばうっかり落として誰かが拾ったと。そこでやっぱりそれを悪用されないかという。その不安がやっぱり付きまといていくんですね。ですから、その自治体職員としては絶対間違っってはならないという気持ちをやはり絶えず持ってですね、やってもらわないと。間違いは誰にでもあるということではちょっと市民の皆さんは納得できないものだ。やっぱりそういう言葉を聞くと今後また不安になってきます。一つもう一回、力強い宣言をしていただきたい。

○議長

総務部長。

○総務部長

(鳴海和正)

大変また不適切な答弁をして申しわけございません。決してこのようなことは二度と起こさないつもりでいいいますか、緊張感を持って実施してまいりますので、なんとか御理解をお願いいたします。

○議長

17番、齋藤律子議員。

○17番

(齋藤律子議員)

最後、4番目の質問は、学校給食センターの統廃合、増築と地場製品の導入についてお伺いをいたします。

①として、さまざまな要因を踏まえ、学校給食センターの統廃合、増築はどのように検討されたのかということについて質問をします。

現在、平川市には平賀学校給食センターと尾上学校給食センターの二つがありますが、教育委員会は尾上学校給食センターを廃止し平賀学校給食センターを増築することで、一施設で平川市全体の児童生徒の学校給食業務を運営しようとしています。学校給食は正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけるなどの教育的ねらいを持っており、食に関する指導の生きた教材として重要な役割を担っているとこれまで学んできました。一議員として、教育としての学校給食はどのようにあるべきか、このことを追求してきた20年間でもありました。

教育委員会がとった今回の統廃合の措置は、食育教育や地場製品導入を掲げた教育のねらいからも大きく後退するものと言わざるを得ません。給食センター統廃合、増築する整備計画はどのような経緯を経て検討されたのか伺います。教育長、答弁をお願いいたします。

続いて、②の地場製品導入についてお尋ねをいたします。

まず1点目は、地場製品20%の導入についてお伺いをします。

○議長
○教育長
(柴田正人)

1日2,500食程度の給食を一つの施設で提供することになった場合でも、学校給食において地元農産物を20%使用することは可能かどうか、まずはお尋ねをいたします。教育長、答弁をお願いいたします。

2点目は、入札参加資格申請書等の提出についてお尋ねをいたします。

平川市に物品を納めるためには、入札参加資格申請書等の書類を提出しなければなりません。地産地消や食育教育に賛同し、学校給食センターに農産物を提供したいと思っている個人農家、グループなどから、この書類の作成が大変重荷になっているという声が出ています。学校給食における地元農産物の使用量を高めるために、給食材料納入に対し別なシステムなどを検討する考えがないか伺います。教育長、答弁をお願いいたします。

教育長。

齋藤律子議員の御質問にお答えをいたします。

1点目、学校給食の統廃合、増築をどのように検討されたのかについてであります。

合併時、学校給食について協議、調整され、平賀町及び尾上町の学校給食については現行のとおり新市に引き継ぐと整理されました。

そのあと学校給食センターの統合につきましては、第2次平川市行政改革大綱実施計画におきまして、小中学校の統合、児童・生徒数の減少等により、平賀・尾上地域にある2箇所の学校給食センターを統合し、経費節減を図るとし、平成26年度着手、27年度実施という計画が立てられました。

齋藤議員からは、平成26年第3回議会においても目標年度等について御質問をいただき、平成30年を目途に平賀学校給食センターに統合する計画である旨、答弁いたしましたところであります。

教育委員会では、改築も含め議論をスタートするのか、増築、改修で進めるのかについて検討が必要と考え、平成27年度予算に平賀学校給食センターの建物の調査、増改築の基本設計及び移転改築の場合の概算工事費を含めた平賀学校給食センター設計等業務委託料を計上いたしました。平賀学校給食センターの建物の調査結果では、床下の湿気による給排水管の腐食、空調機器の容量不足等が指摘されましたが、増築に支障がなかったこと、市内の学校給食をすべて平賀学校給食センターで対応することにより経費の節減が図られることなどから、当該センターを改修し、洗浄室、コンテナや食缶などの保管場所等の増築をしたいと考えております。このことにつきましては、平川市学校給食センター運営委員会においても御審議いただき、御理解をいただいております。

現在、平賀学校給食センターでは、市内10校に1,784食、尾上学校給食センターでは、市内3校に812食、両センター合わせて2,596、約2,600食ほどの給食を提供しています。今後、児童生徒数が減少し、平成30年度に必要な給食数は2,500食を下回ると推計されております。

平成5年に建築された尾上学校給食センターは、施設、設備等の老朽化が著しく、調理場とサラダ室等が同一フロアに配置されているなど衛生面の問

題も指摘されてきました。また、平成14年建築の平賀学校給食センターにおいても空調設備や給排水設備に不具合が生じてきております。

このようなことから安心・安全でぬくもりのあるおいしい給食を子どもたちに届けるために、市内の学校給食をすべて平賀学校給食センターで対応すべく、当該センターを改修、改築することといたしております。

二つ目の地場産品20%の導入につきまして、お答え申し上げます。

調理機器の性能は格段に向上し、また、現場の調理員の皆様方の個々の力も上がってきております。第2次平川市食育推進計画におきまして、平成31年度の学校給食における地元農産物を使用する割合の目標値は20%であり、畜産資源の少ない当市にとりましては、かなりの量の野菜を地元産に切り換える必要があるものと推測しております。課題は少なくないものとは思いますが、鋭意努力してまいりたいと思っております。

3点目、入札参加資格申請書等の提出につきまして、お答え申し上げます。

市内において農産物の生産、販売活動をしている個人やグループが学校給食センターの要望に応じ、安心・安全な食材を定期的に納入できる体制づくりが可能であれば、学校給食の食材に関しましては、物品納入のため書類の簡素化につきまして契約担当課と協議のうえ、前向きに検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

17番、齋藤律子議員。

○議長

○17番

(齋藤律子議員)

まず、経緯、どういうふうに関心されたかは以前に聞いておりましたので、質問するほうもおかしかったのですが、大変御丁寧にありがとうございます。行革の中でやっぱり児童数の減少でっていうことではありますが、やっぱり一つ気になったのは床下の湿気、あそこ場所は谷地という、こちらで言う、津軽で言うやち・やじと言いますが、そういう場所に建てられたので、それはどうなのかなと。これから増築しても大丈夫なのかなというのは、大変こう心配になります。

いずれにせよ、いろいろな経緯を経てやったわけですから、ぜひともこの目標達成していただきたい。それは20%の地場産品の導入です。おいしい給食をつくると言いましたが、私はこれは教育委員会の、そして農産物を20%導入するんだという食育教育を提唱している経済部のお手並みを拝見したい。一言で言えば思っています。

合併した当初、18年度、2,000食ぐらいでスタートしています。次の年19年度は碓ヶ関が加わって2,300食ぐらいです。そのときでもですね、やっぱりカット野菜とかでき合いのおかずを買ってこなさやいけない。いろいろこういう声が聞こえておりました。当時の保健体育課長、大変こう悩んでおりましたのをいま思い浮かべています。そういうことから考えて、ジャガイモを半分買ってきているからとか、調理技術がいいからとかそんなことではないんですよ、時間内に。とにかくやってみてくださいとこういうふうに、どうしてもやるんですから、言いたいんですね。それは皆さんも私に言われて悔しいと思うんなら、感情的なものにならず、頑張ってください。変な激励です

が、そう言わせていただきます。

本当に2,500食を時間内につくるということは、これ大変。えさではないわけですから、食育教育をやってるから取り上げてるんです。ただ、その視点がですね、行政改革とか児童、その数の減少、これみんなわかってますよ。わかっていますが、そこを教育としての学校給食を追求した場合にはちょっと弱いんじゃないかなと思います。そういうことですね、とにかくここはいろいろ繰り返してもだめですので、お手並み拝見といきたいんです。

それで、入札参加資格申請書等の提出について、これはボランティアみたいな立場でいろいろ高齢者の方もおります。そういう方がいろいろこうなるとか食育、地元のもの食べさせたいということで大体10年近く前に始めたことで、最近入札参加資格申請書を出してくださいと。それによると、使用印鑑届、印鑑証明書、委任状、登記簿謄本、代表者身分証明書、納税証明書、それは国税、消費税が納めているかどうか、納めてなくとも黒石税務署に行かなきゃいけない。個人ですからまた、個人の税金、非課税であっても、それはもらいに行かなきゃいけない。県税事務所にも行かなきゃいけません。市町村税、市民税が非課税であってもその証明を出さなきゃいけない。こういう煩雑な書類が出さなきゃいけないんです。このことでは、やっぱりもっと別なシステムでないと、この地産地消、地元農産物を入れるってことは大変難しい。業者さんに入れてもらえばそれはいいかと思います。業者さんがどこからいろいろ仕入れてきて、消費税も取って、それは商売としてやればいいわけですが、なかなかこれは大変。消費税も何ももらってないで、本当に安い半分ぐらいのジャガイモでも価格で入れてるものをね、こういうやり方すると増えていかないと思うんですが、時間もありませんので、ぜひこのことでまず改善をしていただいて、やっぱり20%を達成していただきたい。そのことでもう一度答弁お願いします。

○議長
○教育長
(柴田正人)

教育長。

目標達成、20%の目標値を達成するためにぜひ頑張りたいということがまず一つであります。あわせて、いまの書類の簡素化については前向きに、いま議員のおっしゃったとおりを踏まえまして努めていきたいというふうにして思います。以上でございます。

○議長

17番、齋藤律子議員の一般質問は終了いたしました。

以上で、本日の日程は終了しました。

8日は、午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後3時35分 散会